

# 個別災害対策編

# 個別災害対策編

## 第1章 水防対策

第1節	水防管理団体等の体制整備	1-1-1
第2節	洪水予報・水防警報の伝達	1-2-1
第3節	水防活動	1-3-1

## 第2章 雪害対策

第1節	雪害対策総則	2-1-1
第2節	災害対策本部の組織・運営	2-2-1
第3節	降雪等に関する気象注意報・警報及び予報	2-3-1
第4節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	2-4-1
第5節	建築物の雪害予防計画	2-5-1
第6節	電力・通信の確保計画	2-6-1
第7節	消・融雪施設等の整備	2-7-1
第8節	積雪期の交通確保計画	2-8-1
第9節	雪崩防止施設等の整備	2-9-1
第10節	雪崩事故の防止と応急対策	2-10-1

## 第3章 林野火災対策

第1節	林野火災予防計画	3-1-1
第2節	林野火災応急対策	3-2-1

## 第4章 火山災害対策

第1節	火山災害予防計画	4-1-1
第2節	火山災害応急対策	4-2-1

## 第5章 大規模火災対策

第1節	大規模火災の履歴	5-1-1
第2節	大規模火災予防計画	5-2-1
第3節	大規模火災応急対策	5-3-1

## 第1章 水防対策

### 第1節 水防管理団体等の体制整備

担当部署	建設課 ◎消防本部
------	-----------

#### 1 計画の方針

洪水、雨水出水、津波、又は高潮による浸水や湛水等の被害は、広範囲かつ長期に及ぶおそれがある。これらの水害時における水防活動は、地域住民の協力が不可欠であることから、水防管理団体である市及び水防関係機関は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

具体的な計画は、風水害対策編 第2章「第22節 水防活動体制の整備」に準ずる。

#### 2 水防管理団体の義務

##### (1) 水防管理団体の責務

市及び水防関係機関（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

##### (2) 水防管理者の責務

水防管理団体の管理者である市長は、平常時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備を図るものとする。

##### (3) 水防計画の策定

水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知するものとする。

#### 3 水防体制の整備

##### (1) 水防活動の体制整備

① 水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行うものとする。

② 水防管理者は、河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。

市内の重要水防箇所は資料6-6、6-7参照。

③ 河川、砂防及び海岸施設等の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

市内の水防倉庫及び水防備蓄資材は資料7-1、7-2参照。

④ 河川、海岸施設管理者及び用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成し、その操作に習熟した人材の育成に努める。

##### (2) 水防団（消防団）の育成強化

① 水防管理者は、平常時から水防団（消防団）の研修や訓練の計画を定め、広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努めるものとする。

② 水防管理者は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修会や訓練を定期的実施し、自主防災組織の育成と強化に努めるものとする。

##### (3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設の整備に努めるものとする。

## 第2節 洪水予報・水防警報の伝達

担当部署	総務課 建設課 ◎消防本部
------	---------------

### 1 計画の方針

風水害は気象情報の収集により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

具体的な計画は、風水害対策編 第3章「第4節 洪水予報・水防警報伝達計画」に定める。

#### ■ 市内における水防警報河川

河川名	区 域	水防警報等の発表者
姫川	(左岸) 大字西川原字川内山 963 番地 1 地先から日本海まで	国土交通省高田河川国道事務所
	(右岸) 大字根小屋字中カマチド 37 番地 1 地先から日本海まで	
	(左岸) 長野県境から大字西川原字川内山 963 番地 1 地先まで	糸魚川地域振興局(地域整備部)
	(右岸) 長野県境から大字根小屋字中カマチド 37 番地 1 地先まで	

#### ■ 水防警報内容

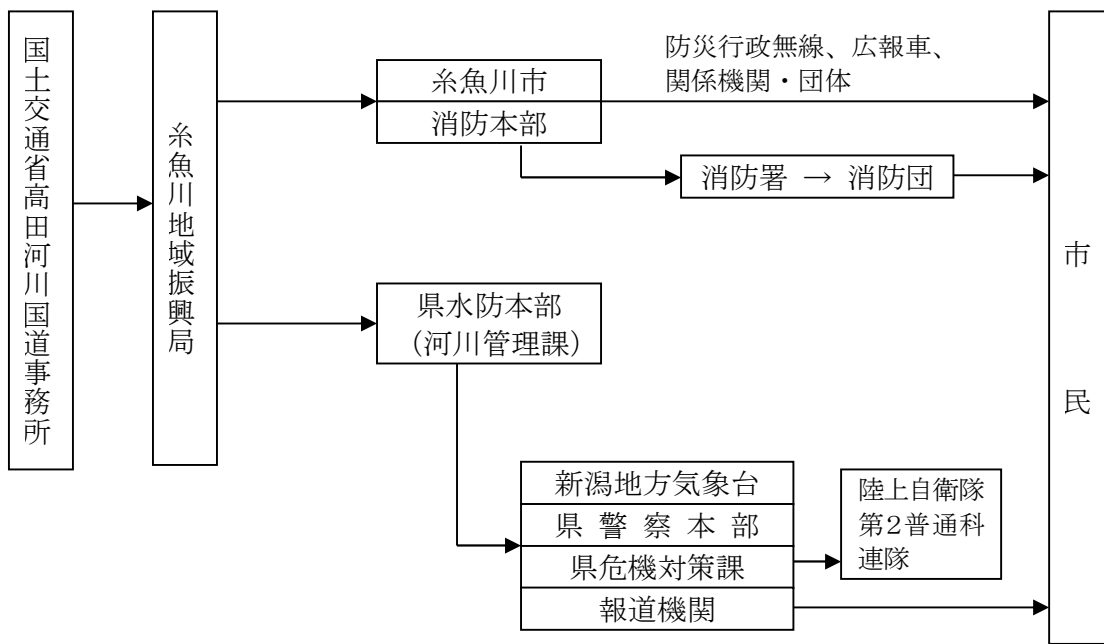
段 階	警 報 内 容	
第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、点検、水門等の開閉、通信及び輸送の確保、水防活動の準備等をする必要があるとき。
第2段階	出動	水防機関が出動する必要があるとき。
第3段階	水位	水位の上昇又は下降、満水時間、最高水位の大きさ及び時刻等、水防活動上必要な水位状況の通知をするとき。
第4段階	解除	水防活動の終了通知をするとき。

#### ■ 水防警報の対象となる水位観測所

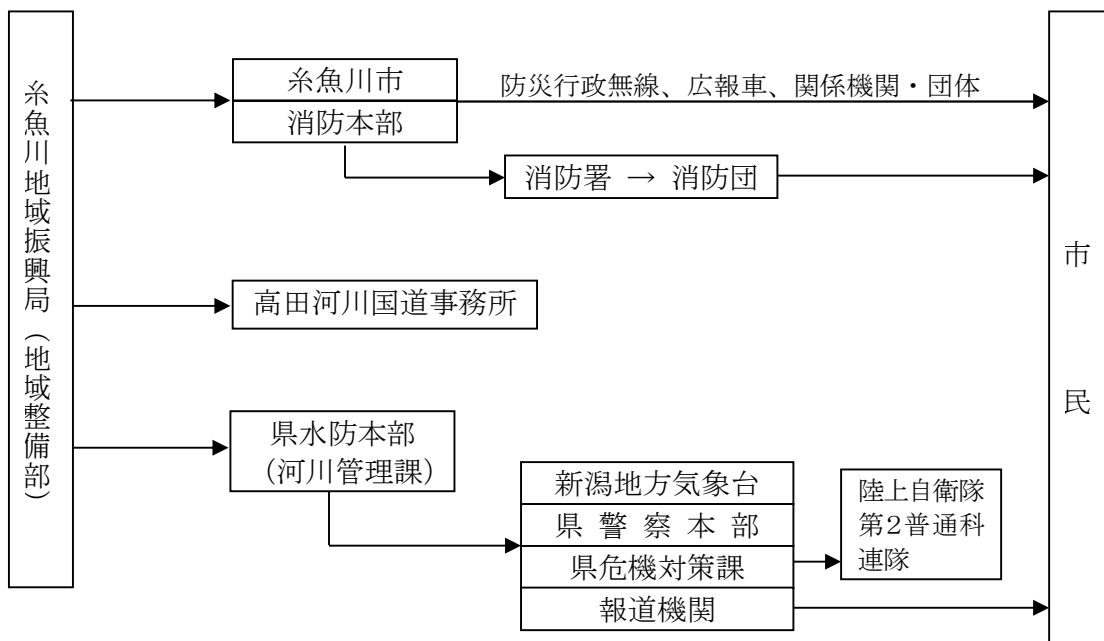
河川名	水位観測所名	地名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	堤防高	所管
姫川	山本(国指定)	大字山本	0.59m	1.48m	1.92m	2.28m	5.20m	国土交通省
	大前(県指定)	大字小滝	117.59m	118.59m	119.45m	120.10m	122.32m	糸魚川地域振興局

(山本水位観測所の水位は零点表示、大前水位観測所の水位は標高標示)

■ 国土交通大臣が発する水防警報の伝達系統図（姫川）



■ 県知事が発する水防警報の伝達系統図



### 第3節 水防活動

担当部署	全部署 総務課 ◎消防本部
------	---------------

#### 1 計画の方針

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体及び関係機関がこれを警戒し、防ぎよし、災害による被害を軽減するための水防活動について定める。  
 具体的な計画は、風水害対策編 第3章「第17節 水防活動計画」に定める。

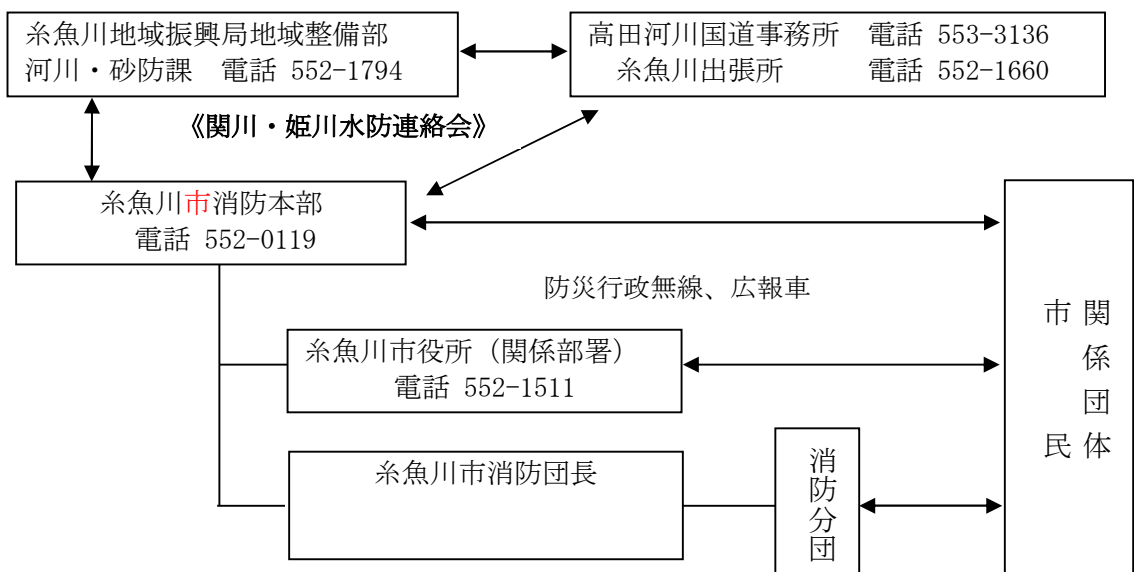
#### 2 水防態勢

市は、気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、次により配備態勢を整える。

配備態勢	配備内容	配備時期
第1配備態勢	消防本部消防防災課及び総務課に水防担当職員を配置し、情報の収集、各所属長への連絡、関係機関との連絡調整その他の事務に従事させる。	洪水又は高潮に係る気象等の注意報が発表され、洪水又は高潮の危険が予知されるとき。
第2配備態勢	消防本部消防防災課、総務課職員並びに関係所属長及びその指示を受けた職員は配置につき、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整えるものとする。なお、事態の推移によっては、第3配備態勢に移行できる態勢を確立しておく。	気象等の警報が発表され、洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき。
第3配備態勢	全職員は、直ちに所定の配置につき水防対策にあたる。	市全域にわたって水害が発生したとき、又は市全域ではないが、水害により甚大な被害が発生したとき。

#### 3 水防態勢時における連絡系統図

水防態勢時における市内主要水防機関相互の連絡系統は、次のとおりとする。



#### 4 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者が水防団（消防団）に発令する配備指令は、次の基準で行うものとする。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、団員を自宅待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢整備をしておく。	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ、警報が発表されるような状況のとき。
準備	消防団長は、団員の配備計画にあたるとともに、ダム、水門、ため池等の水防上重要な工作物の警戒や堤防の巡視等のため、一部団員を出動させる。	河川の水位が水防団待機水位を超え、かつ、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出動	消防団員の全員が所定の部署に集合し、警戒配備につく。	河川の水位が氾濫注意水位以上に上昇するおそれがあり、出動の必要があると認められたとき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発令するものとする。

- (1) 水防警報指定河川について、水防警報が発表されたとき。
- (2) 水防情報提供河川にあつては、水防情報が発せられた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

#### 5 避難に関する情報の発令

市民等に対する避難指示等は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにする。

高齢者等避難 〔警戒レベル3〕	水位の状況等によりこのまま推移すると避難指示を発令する事態に及ぶおそれがあるときに、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する人が安全に避難できる時間を見越して出す情報。 (避難に時間を要する人が避難を開始する目安)
避難指示 〔警戒レベル4〕	暴風雨、洪水、高潮・波浪又は地すべり等の発生のおそれがあるときに、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。
緊急安全確保 〔警戒レベル5〕	暴風雨、洪水、高潮・波浪又は地すべり等が発生し、又は著しく危険が切迫していると認められるときに、直ちに身の安全を確保する。

## 第2章 雪害対策

### 第1節 雪害対策総則

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

#### 1 計画の方針

##### (1) 基本方針

###### ① 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は、市民、県及び関係防災機関との役割分担に留意のうえ、屋根雪処理の推進、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保（ボランティアの派遣等）や地域の共助による雪処理体制の整備等に努める。

###### ② 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、市民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、市は、県及び関係防災機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

##### (2) 公的な援護を要する世帯への支援

市は、個人情報に配慮しつつ、地域における避難行動要支援者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認する。

また、必要に応じて糸魚川地域振興局の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

##### (3) 老朽化施設の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

#### 2 主な取組

(1) 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

(2) 気象情報等、雪に関する情報の迅速かつ正確な収集体制の構築を図る。

(3) 建築物の耐雪性の向上及び克雪化の普及促進を図り、雪害による建築物の被害を防止する。

(4) 雪崩発生危険箇所等における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(5) 孤立予想地区における通信確保対策や孤立時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(6) 適切な除排雪体制の整備により、道路交通の確保を図る。

(7) 消融雪施設等の整備を推進する。

(8) 積雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

#### 3 それぞれの役割

##### (1) 市民の役割

市民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

##### (2) 地域の役割



地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）は、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動を強化するとともに、雪下ろし等の除排雪の支援に努める。また、自治会等が中心となり、日時を決めて地区内の一斉雪下ろしを行うなど、安全で円滑な雪処理に努める。

### (3) 市の役割

#### ① 地域道路除排雪の円滑な実施

「除雪対策班」を設置し、地域道路除排雪の円滑な実施を図る。

#### ② 降・積雪情報の収集

県の指定した積雪量観測所（「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）において定められた積雪指定観測所。以下、「県指定観測所」という。）について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、県に報告する。

県指定観測所における観測データは、災害救助法又は新潟県災害救助条例又は糸魚川市災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用する。

県指定観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

降積雪観測所は、資料5-3のとおり。

#### ③ 公的な援護を要する者の状況把握等

ア 避難行動要支援者名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、福祉事務所及び消防本部消防防災課間の情報の共有化に努める。

イ 除雪困難世帯等の名簿を降雪前に作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、福祉事務所及び消防本部消防防災課間の情報の共有化に努める。

ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

#### ④ 市の活動体制

市は、市内において雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

##### ア 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、雪害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等について、「糸魚川市雪害対応マニュアル」に定める。

また、平常時から応急対策に必要な災害情報等の共有化の推進に努める。

##### イ 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。

##### ウ 災害救助法が適用された場合

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

#### ⑤ 豪雪に伴う災害救助の実施

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組みなどを平常時から確認し、迅速に機能する体制の構築を図る。

### (4) 県の役割

#### ① 新潟県雪対策基本計画の策定

県は、新潟県雪対策基本計画を策定し、県、市、関係機関等が一体となって雪対策の推進を図る。

#### ② 新潟県雪害予防計画の策定

県は、雪害災害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに当該年度の新潟県雪害予防計画を策定し、雪害予防体制の強化を図る。同計画は、県、市町村、ライ

ライン、公共交通、その他の防災関係機関の当該年度の雪害予防対策に関する計画を集約し、関係機関相互の連絡・調整等の円滑化を図るものである。

③ 降・積雪情報の収集

ア 市町村別積雪量観測所の指定

県防災局は、「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）に基づき、全市町村に積雪量観測所を指定する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、当該市町村から県防災局に協議するものとする。

各観測所における観測データは、豪雪の際に当該市町村に対し、災害救助法又は新潟県災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用するため、県防災局は、雪消え前であっても必要に応じ、市町村に対し適時に観測データの報告を求めることができる。

イ 降・積雪情報の定時報告

県防災局は、市町村別積雪量観測所の中から、降・積雪情報の定時報告箇所を指定し、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、当該市町村から定時に報告を受ける。

なお、当市に当該観測所はない。

④ 新潟県豪雪対策本部等の設置

県は、法令に基づく災害対策本部を設置するほか、必要に応じ、情報連絡室、警戒本部又は対策本部を設置する。

ア 情報連絡室

警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合であっても、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき県防災局及び関係部局からなる情報連絡室を設置することができ、情報連絡室の構成については、危機管理監が指定する。

イ 豪雪警戒本部

県内に大雪が降り、積雪量・降雪量予報などから雪害予防対策の強化が必要と認められる場合に、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき県防災局及び関係部局からなる「新潟県豪雪警戒本部」を設置することができ、豪雪警戒本部の構成については、危機管理監が指定する。

ウ 豪雪災害対策本部

(ア) 設置

知事は、豪雪により複数の地域振興局管内の市町村に災害救助法が適用された場合は、雪害予防対策の広域支援体制強化と豪雪による災害への即応体制を充実するため、災害対策基本法に基づく「新潟県豪雪災害対策本部」を設置する。

(イ) 廃止

知事は、次のいずれかの場合は豪雪災害対策本部を廃止する。

a 豪雪災害対策本部における県による応急対応及び災害救助法による市町村の応急対応が完了し、雪害予防対策の広域支援体制を継続する必要性が低いと判断された場合

b 災害対策基本法に基づく「新潟県融雪災害対策本部」に移行する場合

エ 豪雪災害対策本部以外の災害対策本部

融雪災害（雪崩、土砂崩れ等）、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす大規模な災害が発生した場合に設置する。

⑤ 豪雪に伴う災害救助の実施

豪雪災害時の災害救助法及び新潟県災害救助条例に基づく救助の実施基準は、他の災害と同様、原則として住家の滅失世帯数による。しかし、豪雪災害は地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で、応急救助に着手すべき時点の把握が困難なため、災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める事態（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた）として法又は条例に基づく救助

を実施する場合がある。

県は、昭和50年に定めた「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」をかかせる事態の判定指針とし、応急救助の必要性を考慮した上で災害救助法又は新潟県災害救助条例による救助を実施する。

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における要配慮者に対する広域支援体制の整備を図る。

#### 4 豪雪に伴う災害救助法及び新潟県救助条例の適用基準

##### (1) 災害救助法の適用基準

- ① 県指定観測所の平均積雪深がおおむね200cmを越え、かつ、基準積雪深（157cm）の1.3倍（204cm）程度に達した場合
- ② 積雪深が①に達しない場合であっても、県指定観測所の平均日降雪量の連続2日合計値が200cm以上又は連続の3日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根の雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合
- ③ 積雪深、降雪量は①、②の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、又は雪崩による住宅倒壊のおそれがある等の場合
- ④ ①から③までに定める事態のほか、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要があると認められる場合

##### (2) 新潟県救助条例の適用基準

災害救助法が適用されない程度の豪雪災害に際し、市長が特に認めて糸魚川市災害救助条例の規定に基づく救助を実施した場合で、県指定観測所の平均積雪深がおおむね200cmを越え、かつ基準積雪深の1.25倍（196cm）に達したときは、市長は、新潟県災害救助条例第4条の規定に基づき、県知事に当該救助条例の適用について協議する。

#### 5 雪処理の担い手の確保

県、市及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している別紙「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

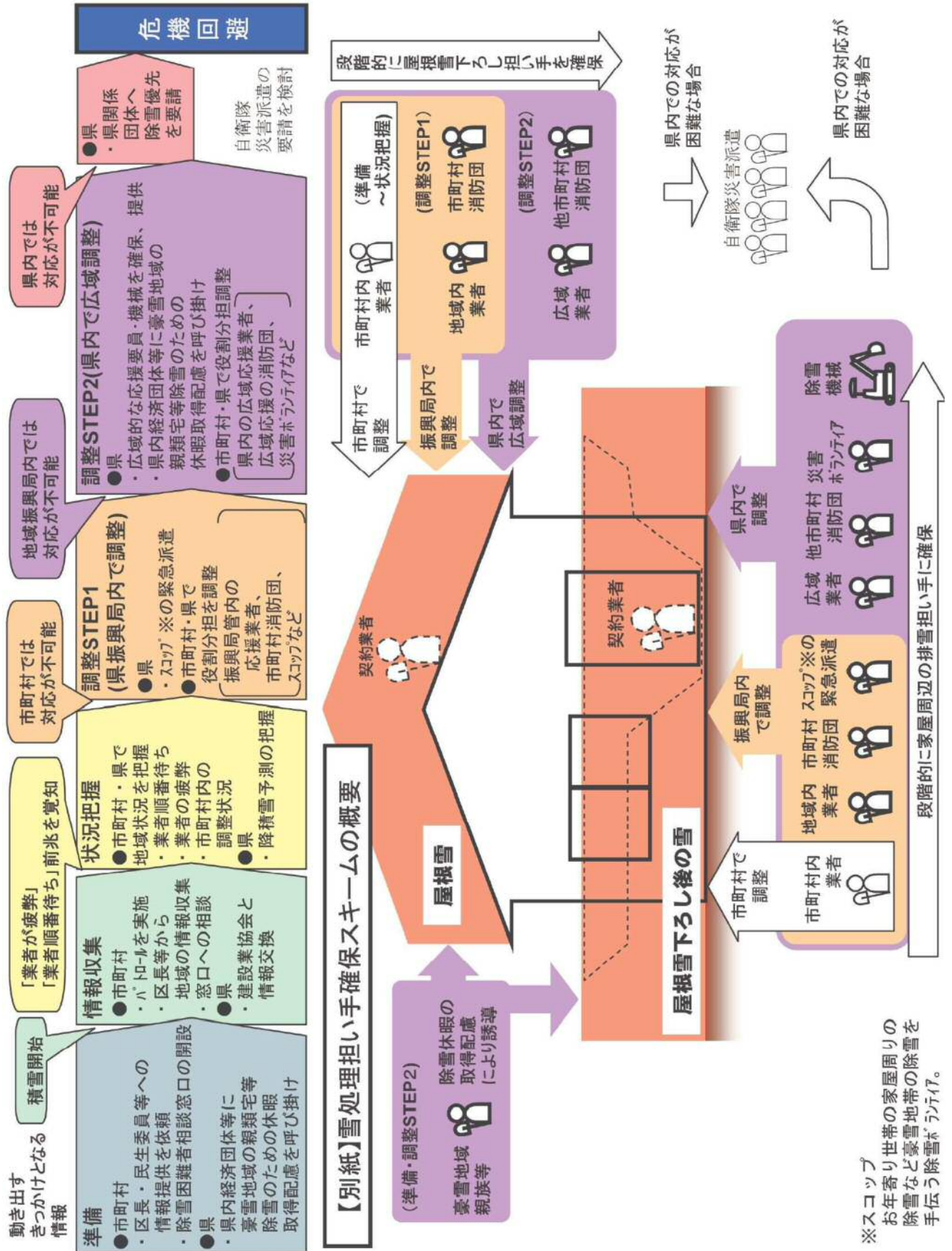
- (1) 県は、除雪ボランティア「スコープ」の運営により、ボランティアと受入地区とのコーディネートの実施等を行うとともに、受入地区の拡大に向けた取組に努める。
- (2) 市は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

#### 6 住宅の屋根雪対策

県、市及び事業者並びに市民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例に基づき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが行うことが前提となるが、関係者は相互の連携、協力により、主に次の取組について必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組

別紙「雪処理担い手確保スキーム」



## 7 除雪作業中の事故防止対策

市及び県は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

## 第2節 災害対策本部の組織・運営

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

市内において雪による災害が発生するおそれが生じ、又は発生した場合、市及び防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

なお、本節に定めのない事項は、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

### 2 市の組織体制

#### (1) 降雪期前の準備

- ① 降雪への準備、「糸魚川市雪害対応マニュアル」の徹底による雪害発生時の迅速な対応等について、全部署に対し確認と注意喚起を行う。
- ② 市民等に対する雪害予防の周知と注意喚起を行う。
- ③ 「道路除雪計画書」の確認を行う。

#### (2) 降雪期における体制

##### ① 気象・降積雪情報の収集

ア 新潟地方気象台が発表する降雪予想、気象予警報を受信後、庁内周知を行う。

イ 気象警報が発表された場合は、庁内周知を行うとともに、安心メール等により市民に周知する。

ウ 指定降積雪観測所の降積雪データをホームページ等で公開する。

##### ② 被害情報の収集・共有

県、県警察、消防機関及び市民等から被害発生の情報を受けた場合は、関係各課に伝達し、情報の共有を図る。

##### ③ 県への被害報告

収集した被害情報は、事実を確認し、速やかに県危機対策課へ報告する。

#### (3) 災害警戒本部の設置

- ① 新潟県が指定する市内の降積雪指定観測所（以下「県指定観測所」という。）9箇所（以下「9箇所」という。）の平均積雪深が概ね100cmに達した場合は、副市長を本部長とする「糸魚川市大雪警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置する。

また、基準積雪深に達しない場合であっても、急激な積雪増加や寒波に伴う凍結などの雪害が予想される場合は、警戒本部を設置して市民への注意喚起、被害状況などの情報収集を行う。

- ② 警戒本部を設置したときは、県、防災会議関係機関及び報道機関等へ報告する。

- ③ 本部長と協議し、定時又は随時に本部会議を開催し、情報及び対策状況を庁内で共有するとともに今後の応急対策を協議する。

#### (4) 災害対策本部の設置

- ① 県指定観測所9箇所の平均積雪深が概ね150cmに達した場合は、市長と協議し「糸魚川市豪雪災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- ② 対策本部を設置したときは、県、防災会議関係機関及び報道機関等へ報告する。

- ③ 本部長と協議し、定時又は随時に本部会議を開催し、情報及び対策状況を庁内で共有するとともに今後の応急対策を協議する。

- ④ 災害対策本部の設置後、市災害救助条例、県災害救助条例が適用される時又は本部長が必要と認めたときは、災害対策基本法に基づく災害対策本部に切り替える。

#### (5) 警戒本部・災害対策本部の解散

- ① 豪雪による被害発生のおそれなくなると判断したときは、本部長と協議し、災害対策本部を解散する。また、状況に応じて、警戒本部、融雪災害警戒本部に移行し、引き続き警戒体制を整える。
- ② 雪害の発生するおそれなくなると判断したときは、本部長と協議し、警戒本部を解散する。
- ③ 山間地の積雪が消え、融雪災害のおそれなくなると判断したときは、本部長と協議し、融雪災害警戒本部を解散する。

■ 県指定観測所 9箇所

地域	指定観測所
糸魚川	音坂、大野小学校、夏中、市役所
能生	能生浄化センター、南能生小学校、権現荘
青海	青海分署、上路

■ 本部設置・解散基準

本部等	指定観測所9箇所の平均積雪深
警戒本部設置	概ね100cmに達したとき
災害対策本部設置(切替)	概ね150cmに達したとき
本部解散	概ね100cmを下回ったとき

※ 被害の状況によってはこの基準によらず設置または解散を判断する。

■ 災害救助法適用基準 積雪深 (cm)

地域	基準	救助法 (×1.3)	県条例 (×1.25)
糸魚川市(全体)	157	204	200 (196)
旧糸魚川市	177	230	221
旧能生町	152	200 (197)	200 (190)
旧青海町	127	200 (165)	200 (158)

※ 基準は、県指定観測所の基準積雪深

※ 救助法及び県条例の適用基準は、指定観測所の平均積雪深が200cm以上でかつ各係数を乗じた積雪深であること。

※ 上記基準に達しなくても、長期孤立など特殊な場合は適用となる場合がある。

### 第3節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報

担当部署	消防本部
------	------

#### 1 計画の方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

#### 2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

##### 【特別警報発表基準表】

種類	発表基準
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

##### 【警報発表基準表】

種類	発表基準（糸魚川市該当部分）
暴風雪警報 （平均風速）	平均風速が次の基準に達し、雪を伴う場合 陸上 20m/s 以上 海上 25m/s 以上
大雪警報	降雪の深さが次の基準以上に達することが予想される場合 平地 30cm 以上／6時間 山沿い 60cm 以上／12時間

##### 【注意報発表基準表】

種類	発表基準（糸魚川市該当部分）
風雪注意報 （平均風速）	平均風速が次の基準に達し、雪を伴う場合 陸上 4月～9月：12m/s 以上、10月～3月：15m/s 以上 海上 15m/s 以上
大雪注意報	降雪の深さが次の基準に達することが予想される場合 平地 15cm 以上／6時間 山沿い 30cm 以上／12時間
融雪注意報	① 積雪地域の日平均気温が10℃以上 ② 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5 m/s 以上か日降水量20 mm以上
なだれ注意報	① 24時間降雪の深さが50 cm以上で気温の変化が大きい場合 ② 積雪が50 cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20 mm以上の降雨がある場合
着氷・着雪注意報	① 著しい着氷が予想される場合 ② 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合



### 3 それぞれの役割

#### (1) 新潟地方気象台の役割

##### ① 降雪量予想

新潟地方気象台は、雪に対する防災効果を上げるため、12月～3月の期間、県内を降雪の特性により13地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を1日2回(6時、16時)発表する。

##### ア 発表時刻及び内容

##### (ア) 6時発表

- ・当日6時から当日18時までの12時間降雪量
- ・当日18時から翌日6時までの12時間降雪量予想

##### (イ) 16時発表

- ・当日18時から翌日6時までの12時間降雪量
- ・翌日6時から翌日18時までの12時間降雪量予想

#### 新潟県降雪量予想

令和2年X月X日06時 新潟地方気象台発表



右表の数字は、12時間降雪量の予想値で、それぞれの区域の「平均値—最大値」を表しています

地域名	今日06時から今日18時	今日18時から明日06時
①下越海岸	10 - 25	20 - 40
②下越平野	10 - 25	20 - 40
③下越山沿い北部	10 - 25	20 - 40
④下越山沿い南部	15 - 30	20 - 40
⑤中越海岸	15 - 30	20 - 40
⑥中越平野	15 - 30	20 - 40
⑦中越山沿い北部	15 - 30	20 - 40
⑧中越山沿い中部	15 - 30	20 - 40
⑨中越山沿い南部	20 - 35	20 - 40
⑩上越海岸	20 - 35	20 - 40
⑪上越平野	20 - 35	25 - 50
⑫上越山沿い	20 - 35	25 - 50
⑬佐渡	20 - 35	25 - 50

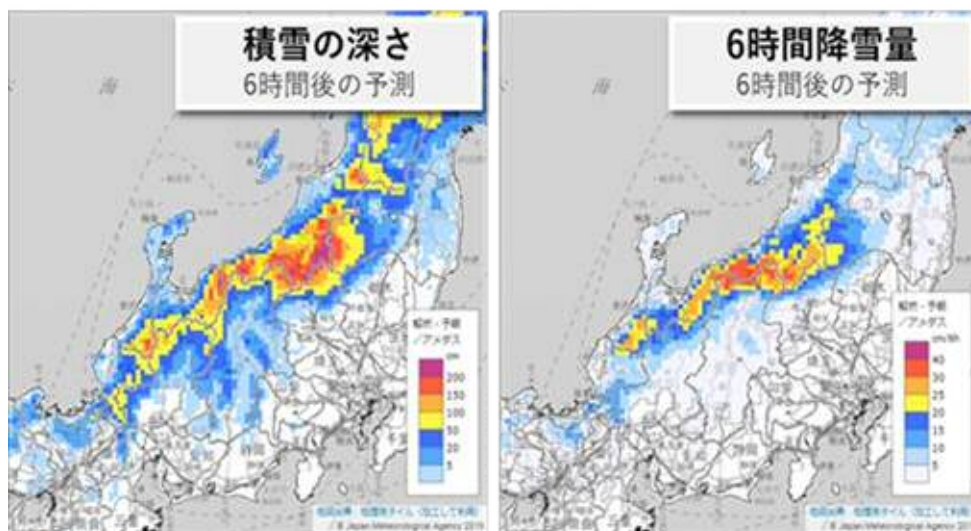
##### ② 天気分布予報 (3時間降雪量)

約5km格子単位で天気、気温、降水量、降雪量の分布を翌日24時までを示す予報。このうち、降雪量は、格子内平均3時間降雪量とし「降雪量なし」、「1～2cm」、「3～5cm」及び「6cm以上」の4階級で示す。毎日5時、11時、17時に発表する。



## ③ 解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報（今後の雪）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間毎に発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪（降雪短時間予報）」のページから利用できる。



## (2) 県の役割

- ① 県は、新潟県雪情報システムを運用し、12月1日から2月28日までの間、県内37地点の降雪量予測情報を、随時ホームページ上で提供する。

(予測地点)

山北、村上、関川、胎内、新発田、新潟、北（旧豊栄）、秋葉、西蒲、五泉、津川、上川、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小国、小千谷、守門、小出、十日町、松之山、南魚沼、湯沢、津南、柏崎、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、根小屋、相川、両津

- ② 新潟地方気象台から、特別警報・警報・注意報及び気象情報の通報を受けたときは、市に伝達する。

## (3) 市の役割

県から災害に関する予報・警報等の通知を受けたときは、迅速かつ的確な措置を講ずるとともに、市民等への周知を図る。

## 第4節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

担当部署	総務課	能生事務所	青海事務所	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-------

### 1 計画の方針

- (1) 基本方針  
豪雪、雪崩等により孤立するおそれのある地区における通信確保対策や、孤立発生時の医療及び物資等の救援体制の整備に努める。
- (2) 要配慮者に対する配慮  
避難行動要支援者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手手段及び受入体制を確保する。

### 2 主な取組

- (1) 食料、物資等の緊急補給及び通信の確保等について、関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 孤立予想地区に通じる道路の雪崩対策や情報通信の整備に努める。
- (3) 孤立時に備え、食料、生活必需品、燃料及び医薬品等を常備するよう、孤立予想地区住民に対し、指導、啓発を行う。

### 3 それぞれの役割

- (1) 市民・企業等の役割
  - ① 市民の役割  
孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。
  - ② 地域の役割  
雪崩等の発生時に、住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、自治会、自主防災組織等による防災訓練等の実施に努める。
  - ③ 企業・事業所の役割  
孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。
- (2) 市の役割
  - ① 孤立が予想される地区の事前把握  
孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。
  - ② 雪崩発生危険箇所の周知と監視等
    - ア 市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。
    - イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。  
雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。
  - ③ 孤立時の通信の確保
    - ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話を整備する。
    - イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・無線機等の貸与や携帯及び簡易移動無線局の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

- ④ 防災拠点となる施設の確保、資機材の整備  
孤立が予想される地区の防災拠点となる施設の確保に努め、資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置に努める。
- ⑤ ヘリポート適地の確保  
集落の孤立に備えたヘリポート適地の確保に努める。また、積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する。

### (3) 県の役割

- ① 雪崩発生危険箇所の周知と監視等
  - ア 県は、雪崩災害防止のため、市と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所等による雪崩危険箇所の周知を図る。
  - イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。  
雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。
- ② 孤立予想地区への資機材整備に対する支援  
国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、孤立予想地区への通信資機材の整備促進について支援する。
- ③ ヘリコプターの運用  
ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、市及び消防本部等とあらかじめ協議し、必要に応じて訓練を行う。
- ④ 孤立予想地区への支援体制の整備  
雪崩の発生等による交通途絶で孤立が予想される地区の支援を市、医療機関等から要請された場合に迅速に対応するため、県医療救護班の派遣体制の整備を行う。  
その他生活物資等についても、迅速な供給を行うため、備蓄数量・緊急調達先の事前把握を行う。

### (4) 電気事業者の役割

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

### (5) 電気通信事業者の役割

- ① 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。
- ② 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。
  - ア 孤立防止対策用衛星電話
  - イ 可搬型移動無線機
  - ウ 移動電源車及び可搬電源装置
  - エ 応急復旧用光ケーブル
  - オ ポータブル衛星車
  - カ その他応急復旧用諸装置
- ③ 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

## 第5節 建築物の雪害予防計画

担当部署	能生事務所	青海事務所	福祉事務所	◎都市政策課	消防本部
------	-------	-------	-------	--------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

#### (2) 除雪困難世帯等に対する配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努める。

これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

### 2 主な取組

(1) 建築物の耐雪性の向上や克雪住宅の普及促進等、建築物倒壊防止対策の推進を図る。

(2) 屋根雪等による事故の防止について、その啓発に努める。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民の役割

① 建築物等の新築、改良工事等にあたっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

② 屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策に努め、落下事故等に留意する。

#### (2) 市の役割

##### ① 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

##### ② 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発に向け助成制度等の周知に努める。

##### ③ 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

##### イ 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

###### (ア) 高齢者世帯等の自力除雪不可能世帯に対する支援

「糸魚川市屋根雪除雪等費用助成要綱」に基づき、要配慮者世帯の住宅等の屋根、避難路等の必要最低限度の除排雪及び雪踏みに要する費用の一部を助成することにより、要配慮者世帯における雪害事故の防止を図る。

###### (イ) 生活保護世帯に対する除雪費支給

生活保護世帯に対し、一冬期間につき保護基準表に定める範囲において除雪費を支給する。

##### ④ 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による

支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

- ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援
- イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

⑤ 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- エ 非常時における出入口の確保
- オ 除雪機械による事故の防止

(4) 県の役割

① 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して、新築・改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

② 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、助成制度等による支援などにより克雪住宅の普及に努める。

③ 除雪困難世帯等に対する除雪支援

積雪状況の把握のため、市が除雪困難世帯等に対し行う、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守り体制の強化に協力する。

④ 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

- ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援
  - イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発
- 命綱固定アンカーガイドブックの作成及び県建築住宅課ホームページへの掲載

⑤ 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市民に対する啓発に努める。

また、事故防災対策について様々な情報を収集し、市町村に情報提供するものとする。

(5) 国の役割

① 除雪作業の危険性等に関する注意喚起

国土交通省は、県及び市町村とともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、

- ア 既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置
- イ 除排雪の安全を確保するための装置の普及
- ウ 克雪に係る技術の開発・普及の促進

② 事故防止対策に関する市町村等への情報提供

国土交通省及び消防庁は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等へ提供するものとする。

## 第6節 電力・通信の確保計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

市は、停電又は通信途絶の際には、自主防災組織や民生委員等と連携し、戸別訪問による安否確認、暖房器具の手配及び情報伝達等を迅速、適切に行い、要配慮者の安全確保を図る。

### 2 主な取組

電力供給事業者は、雪害のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

電気通信事業者は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市の役割

① 平常時から、雪害発生時における各事業者との連絡体制の整備に努める。

② 電源を要しない暖房器具、燃料等の備蓄に努める。

#### (2) 電力供給事業者の役割

電力供給事業者である東北電力㈱は、次の取組を行う。

##### ① 送電線路の雪害予防措置

ア 降雪期前に巡視又は点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、伐採等を実施する。

ウ 冠雪による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール、冠雪落とし等を実施する。

エ 着雪による電線断線、あるいは着雪・落雪時のはね上がりによる混触停電を防止するため、ねじれ防止ダンパ、相間スペーサの取付等を計画的に推進する。

オ がい子への着氷雪による停電を防止するため、懸垂がい子への取替等を計画的に推進する。

##### ② 配電線路の雪害予防措置

ア 降雪期前に巡視及び点検を実施し、配電線路の補修又は整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、樹木の枝下ろし、伐採等の措置を実施する。

ウ 着雪による電線断線等の停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

エ 冠雪、雪崩及び雪圧による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパ

- トロール実施、冠雪落とし及び支線除雪等の工事を実施する。
- オ 豪雪地域については、電線の縦配列、縦型開閉器への取替及び支線の断線防止対策としての支線ヒートパイプの取付工事を計画的に実施する。
- ③ 復旧用主要資材の配備  
平常時から支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類、腕金その他の復旧用主要資材を新潟資材センター及び電力センターに配備する。
- ④ 機動力及び通信網の整備  
ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、人員及び資材の雪中輸送を行う。  
イ 迅速かつ的確な状況把握のため、必要に応じヘリコプターによる空中パトロールを実施する。  
ウ 配電線経過地の主要箇所に委嘱により配電連絡員を配置し、事故発生時における初動体制確立の迅速化を図る。  
エ 通信体制の確立のため、無線基地局を設置し、移動無線機を配置する。
- ⑤ 応急対策  
震災対策編 第3章「第34節 電力供給応急対策」の定めるところにより、次の応急対策を実施する。  
ア 復旧活動体制の構築  
(ア) 職員の動員及び通信の確保  
(イ) 被害状況の把握  
イ 応急対策の実施  
(ア) 復旧資材の確保及びその輸送  
(イ) 二次災害防止のための危険予防措置  
(ウ) 電力緊急融通要請  
(エ) 応急工事の実施  
ウ 復旧計画の策定  
エ 利用者への広報
- (3) 電気通信事業者の役割  
電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、次の取組を行う。
- ① 設備の耐雪構造化  
ア 通信線路の地下化を推進する。  
イ 豪雪地域における電柱の長尺化及び沈降圧による被害防止のため、地熱利用のヒートパイプの取付を推進する。  
ウ 積雪・寒冷地用の屋外線へ取換を推進する。  
エ 管路内引き上げ点及び橋梁管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため、凍結障害防止用ポリエチレンパイプの取付を推進する。
- ② 通信網の整備  
ア 災害発生時において、重要通信を確保し、通信不能地域をなくすため、主要伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。  
イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備又は維持を図る。
- ③ 災害対策用機器及び無線車の配備  
被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器及び無線車等を指定保管場所に配備する。
- ④ 停電に備えた資機材の配備  
停電発生時に備え、各交換所に蓄電池設備を設置するとともに、長時間の停電に備え、必要により各拠点に移動電源車及び可搬型電源装置の増設又は新設を図る。
- ⑤ 応急対策  
停電、雪崩等により通信途絶が発生した場合は、直ちに市及び県へ連絡するとともに、震災対策編 第3章「第33節 公衆通信の確保」に定めるところにより、次の



応急対策を実施する。

ア 設備復旧体制の確立

(ア) 職員の非常招集

(イ) 被害状況の把握

(ウ) 災害対策機器等の出動

(エ) 復旧資材等の調達及びその輸送

イ 応急復旧工事の実施

ウ 利用者への広報

## 第7節 消・融雪施設等の整備

担当部署	能生事務所 青海事務所 ◎建設課
------	------------------

### 1 計画の方針

市、県、国及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消融雪施設等の整備を行う。

### 2 主な取組

機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプの整備の推進に努める。

### 3 道路管理者の役割

#### (1) 消雪パイプ等の整備

- ① 消雪パイプ等は、機械除雪と比較して、新設や維持管理及び施設の更新等に、多くの費用が掛かることから、消雪パイプ等の整備については、人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路について、総合的に判断する中で整備を行う。
- ② 消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

糸魚川市内における消雪パイプの現況

管理者	道路種別	現況 (H25.12.1現在)
新潟県	一般国道	7.9 km
	主要地方道	1.2 km
	県道	23.9 km
糸魚川市	市道	58.1 km

市道の消雪パイプ整備路線は、資料6-8のとおり。

## 第8節 積雪期の交通確保計画

担当部署	能生事務所 青海事務所 商工観光課 農林水産課 ◎建設課 都市政策課 消防本部
------	--

### 1 計画の方針

- ア 交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。
- イ 市は、国・県及び関係機関と連携し、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備に協力する。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

### 2 主な取組

- (1) 各主体の責務
- ① 市は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。
  - ② 県、東日本高速道路株式会社新潟支社、北陸地方整備局及び鉄道各社は、道路又は鉄道の除排雪計画を定め、除排雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。  
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- (2) 幹線道路等の交通の確保
- ① 道路管理者等の関係機関の十分な連携  
大雪予報時や短期間に集中的な降雪が発生した場合においては、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を設置し、構成機関が十分に連携して、幹線道路等の交通確保に向けた対応を図る。
  - ② 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消  
短期間の集中的な大雪時には、情報連絡本部の構成機関の間で情報共有を図りながら、出控えや規制情報などの情報発信や、躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。
- (3) 地吹雪への対応
- ① 道路の地吹雪対策施設の整備  
交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止柵、スノーシェルター等の施設を整備する。
  - ② 地吹雪多発地域の警戒  
地吹雪多発地域において、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県、市等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。
- (4) 市民及び道路利用者への広報  
各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な情報発信を行う。

### 3 それぞれの役割

- (1) 市の役割  
市は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。
- ① 除雪体制の確立  
市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じ

た除雪体制を整える。

② 除雪対策班の設置

冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、「除雪対策班」を設置する。

③ 除雪路線の選定

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

④ 除雪方法及び作業

ア 機械力を主体として業者委託（機械貸与又は借上げ）により実施する。

イ 各地区で積雪がおおむね10cmを目安に除雪作業を実施し、主要な市道については、早朝除雪（午前7時を目途に完了）を原則とする。

⑤ 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施するものとする。

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種、第4種、第5種に区分し、除雪を実施する。

各種別毎に除雪目標は次のとおりとする。

区 分	除 雪 目 標
第1種	2車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第2種	1車線幅員確保と待避所を設けることを原則とし、異常降雪時以外は常時交通確保に努める。
第3種	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時通行不能になってもやむを得ない。
第4種	1車線幅員確保で必要な待避所を設けることを原則とするが、状況においては除雪不可能となってもやむを得ない。
第5種	危険箇所、障害物等が多く存在し、道路幅員が狭い路線等で通年除雪が困難な路線は融雪時に実施する。

⑥ 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪対策班で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施するものとする。

⑦ 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に糸魚川警察署と十分協議のうえ実施する。

交通規制を行う際は、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 県の役割

県は、毎年「冬期道路交通確保計画」を策定し、体制の整備を行い、雪害予防に努める。

(3) 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき毎年道路除雪計画を策定し、体制の整備を行い、雪害予防に努める。

(4) 東日本高速道路株式会社の役割

東日本高速道路株式会社新潟支社は、東日本高速道路株式会社新潟支社雪氷対策要領に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の雪氷期間における除排雪体制を整え、雪害予防に努める。

(5) 鉄道事業者の役割

各鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

(6) 港湾・漁港施設（臨港道路）管理者の役割

港湾・漁港を利用する車両が、冬期積雪時において支障なく安全かつ円滑に陸上交通が図られるよう、臨港道路を除雪する。

① 除雪の方法

委託または直営により実施する。

② 除雪期間

概ね12月から3月までとする。

③ 除雪基準

原則として、道路上の積雪が10cm以上となったとき、または、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

#### 4 市民及び道路利用者への広報等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防御、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。

また、降雪状況に応じて不用・不急の道路利用を控えることや陶器の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

## 第9節 雪崩防止施設等の整備

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課
------	-------	-------	-------	------

### 1 計画の方針

国、県、市及び関係機関は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生の防止に努める。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

### 2 主な取組

- (1) 市は、雪崩防止施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮のうえ、適切な施設を選定するとともに、その整備促進に努める。
- (2) 市は、県と連携し、市民に対し雪崩危険箇所の周知を図るとともに、雪崩に関する知識の普及、啓発に努める。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市の役割

##### ① 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

##### ② 雪崩防止施設等の整備

###### ア 雪崩防護施設等の整備

市が管理する道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の雪崩防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

###### イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、積雪前の整備、点検に努める。  
また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロールによる監視を強化するとともに、必要に応じ雪底処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

#### (2) 県の役割

##### ① 雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的に実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

##### ② 雪崩危険箇所の周知

県は、雪崩災害防止のため、市と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

##### ③ 雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

###### ア 雪崩予防施設等の整備

雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

イ 雪崩防護施設等の整備

雪崩の走路及び堆雪区に対して、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるために、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロールによる監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

(3) 国及び関係機関の役割

所管の区域、管理する道路やその附属施設の保全及び交通安全を確保するため、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、定期的な施設点検等に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

## 第10節 雪崩事故の防止と応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	商工観光課	農林水産課	◎建設課
------	-------	-------	-------	-------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

国、県、市及び関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市民の責務

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市、県、県警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

##### ② 鉄道・道路等施設管理者の責務

ア 鉄道・道路等施設管理者は、積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

イ 雪崩により鉄道・道路等の施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、列車、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄の消防、県警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

##### ③ 市の責務

ア 市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

危険箇所がある集落については、危険箇所の日常監視に努める。

イ 市は、関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等、適時に十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。

また、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講ずる。

ウ 市は、気象状況、積雪状況、危険箇所の巡視状況等を分析し、雪崩発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

また、雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

エ 市は、自らの巡視、又は他の関係機関、市民等からの通報により雪崩の発生を確認した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

オ 市民等が被災した場合は、直ちに消防本部、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。さらに、住居を失った市民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

カ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

キ 市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。



ク 雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県、県警察に要請してヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、又は集落住民全員の避難救助を実施する。

④ 県、警察本部の責務

ア 県は、雪崩災害が発生するおそれのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市および市民に提供する。

イ 県は、市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び市民の避難に関して指導する。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

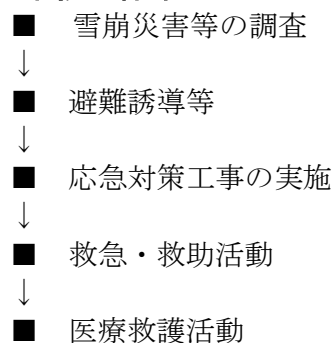
ウ 県及び警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めるときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、又は集落住民全員の避難救助を実施する。

エ 道路管理者は、雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

市及び福祉施設の管理者等は、住民避難が必要となった場合、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

## 2 業務の体系



## 3 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

市及び県は、雪崩防止施設等の整備に努めるとともに、雪崩パトロールの実施及び市民に対する雪崩危険箇所の周知に努める。

(2) 雪崩災害等の調査

① 市は、自らの巡視、又は他の関係機関、市民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに災害の規模、被害の有無等を確認し、県に状況を報告するとともに、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。

② 市は、雪崩が他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害拡大の防止に努める。

③ 市及び県は、引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

また、引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、

被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(3) 避難誘導等

① 市は、気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

② 市は、異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

(4) 応急対策工事の実施

① 市及び県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

② 感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 救急・救助活動

市及び県は、雪崩事故等により市民が被災した場合または孤立集落が発生した場合は、直ちに消防本部、県警察等の関係機関と連携し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(6) 医療救護活動

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもとに、状況に応じた適切な医療救護を行うものとする。

#### 4 スキー場の安全確保対策

スキー場において雪崩が発生した場合、多くのスキー客が被災することが想定されることから、市は、関係機関等と連携して、以下の安全確保対策を推進するよう努める。

- (1) 雪崩防止施設等の整備推進
- (2) 避難誘導體制の整備
- (3) 救急搬送、医療救護体制の整備
- (4) 関係機関との連絡体制の整備

## 第3章 林野火災対策

### 第1節 林野火災予防計画

担当部署	総務課	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-------	-------

#### 1 計画の方針

##### (1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、市、県及びその他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

##### (2) 林野火災発生状況

県内では、月別には2月から9月に集中して発生している。冬季間の発生がないのは積雪のためと思われる。

また、市内では毎年小規模な林野火災が発生しているが、特に昭和62年に美山公園内で25haを焼失する大規模な林野火災が発生している。

##### (3) 各主体の責務

① 森林等の利用者（地域住民等、ハイカー、登山者）は、森林を利用する際は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

② 森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

③ 市は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

④ 市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

⑤ 消防本部は、林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

⑥ 県は、関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入体制の整備を図る。

⑦ 県、市及び消防機関は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体制を整備・充実に努め、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

⑧ 県、市、消防機関、林野関係団体・事業者等は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。また、春（4・5月）の出火危険期は山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞等による啓発宣伝や、ポスター、立て看板の掲示等により注意を喚起する。

## 2 市の役割

### (1) 火災予防体制の整備

- ① 市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ、林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした市は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。
- ② 市は、消防車両の通行に支障のないよう林道(防火道)の適正な維持管理に努める。
- ③ 市は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。
- ④ 市は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。
- ⑤ 市長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防機関、隣接市町村、その他関係機関と協力して指導を行う。
- ⑥ 市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。
- ⑦ 市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

### (2) 防火思想の普及

市は、消防機関とともに林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

## 3 消防本部の役割

### (1) 火災予防体制の整備

- ① 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施  
森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。
- ② 大火危険気象等に対する警戒  
気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。
- ③ 火災警報発令時の警戒  
市長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

### (2) 消防体制等の整備・充実

- ① 出動計画の策定  
消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市消防計画に定める。
- ② 消防水利の確保  
消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利台帳を作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

## 4 県の役割

### (1) 火災予防体制の整備

#### ① 林野火災に強い森林環境の整備

県は、適正に管理された森林は林野火災発生の危険性軽減にもつながることから、森林所有者等が行う適正な保育管理の支援に努め、必要に応じ森林の保全を行う。

#### ② ダム・ため池等の情報整備

県は、有効な消防活動に資するよう、県が林地内に整備したダムやため池等の情報を整備する。

#### ③ 林道等の整備

県は、森林内の道路等は火災時に防火線や消火活動の進入路にもなることから、林道や作業道等の開設の支援に努める。

#### ④ 廃棄物の野焼き対策の徹底

県は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることについて、市と連携を図り、その広報を行うなどの対策に努める。

#### ⑤ 大火危険気象等に対する警戒

県は、市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

#### ⑥ 国有林での火災発生に備え、関東森林管理局等と連絡体制を整備する。

### (2) 消防体制等の整備・充実

#### ① 県は、市、消防機関とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

#### ② 県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

#### ③ 県は、林野火災発生時の消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火活動のため、消火資機材等の整備、消防機関との共同訓練、運用方法の研究等体制の整備を行う。

#### ④ 県は、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの円滑な受援が得られるよう、それぞれの保有資機材等の情報収集、連絡調整方法、提供消火資機材の整備等受入体制の整備を図る。

また、合同訓練を実施し、ヘリコプター部隊相互の連絡調整及び地上消火部隊との連携の強化を図る。

### (3) 防火思想の普及

#### ① 県は、市、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。

#### ② 県は、市、消防機関とともに、県・市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護等の情操教育を通じた防火意識の醸成を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

#### ③ 県は、市、消防機関、林野関係団体・事業者等と協力して、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処についての基本的事項を確認し、地域住民等に対してその周知徹底を図る。

### (4) 林野火災訓練の実施

県は、市、消防機関、林野関係団体・事業者等、その他の防災関係機関と協力のもと、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

また、林野火災は県境においても多く発生していることを考慮し、隣接県の関係機関との共同訓練について検討するものとする。

## 第2節 林野火災応急対策

担当部署	総務課	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防機関、市、県及びその他関係機関等が協力し消火・救助活動にあたるものとする。

#### (2) 各主体の役割

##### ① 出火発見者

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

##### ② 森林等の所有者

森林等の所有者は、火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防機関に通報し、消防機関の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講ずるよう努める。

##### ③ 林野関係団体・事業者等

火災を発見した場合、直ちに消防機関に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防機関が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。また消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防機関の求めに応じて提供する。

##### ④ 市

ア 市は、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため、広報及び避難誘導を行う。  
 イ 市は、火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。  
 ウ 市は、消防団等と連携し適切な消火活動等を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。  
 エ 市長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

##### ⑤ 消防団

消防団は、消防長又は消防署長の統括的な統制のもと、消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。

##### ⑥ 県警察

ア 警察本部は、必要に応じヘリコプターにより情報収集等を行う。  
 イ 警察署等は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報及び避難誘導を行う。

##### ⑦ 県

ア 県は、消防機関に対し消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。  
 イ 県は、国有林内での火災の発生、又は類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局等から消火活動に必要な情報を入手する。また、消防機関が必要に応じ、防火帯等を設置する場合は、関東森林管理局等に協力を依頼する。

#### (3) 要配慮者に対する配慮

市民等の避難を必要とする場合には、自治会、自主防災組織及び地元消防団等の協力

を得て、特に避難行動要支援者に十分配慮して避難を行う。

## 2 市及び防災関係機関の活動体制

### (1) 消防本部の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、直ちに管轄する消防署所から部隊を出動させるとともに、二次災害の防止等に対応するため、火災の状況に応じた活動体制を確立する。

### (2) 消防団の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、直ちに管轄する分団から部隊を出動させるとともに、火災現場に現地本部を設置する。

### (3) 市の活動体制

#### ① 災害規模等に応じた活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、災害の規模等を勘案し、次により災害応急対策を実施する。

##### ア 警戒待機体制、災害警戒本部

気象状況及び災害規模の進展等に応じて、警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずるものとし、必要に応じて関係する課等を召集して対応する。

##### イ 職員の現場派遣

危機管理監（防災担当）は、消防防災課及び関係課職員を災害現場へ派遣し、関係機関の現地本部（指揮所）と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、消防団と関係機関の活動調整を行う。

#### ② 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

##### ア 災害対策本部の設置

市長は、気象状況及び火災の延焼拡大等により避難指示等の発令が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

##### イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があるときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (4) 県警察の活動体制

警察本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集を行う。

警察署等は、消防車両の通行確保のための交通規制を行うとともに緊急通行車両以外の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

### (5) 県の活動体制

大規模な林野火災が発生したときは、市ほか関係機関を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。



### 3 業務の体系

- 情報の収集及び広報
- ↓
- 救助・捜索、消火活動
- ↓
- 救護所の設置
- ↓
- 一時収容場所又は避難場所等の開設
- ↓
- ヘリコプターの受入準備
- ↓
- 相談窓口の開設
- ↓
- 応援の要請

### 4 業務の内容

- (1) 情報の収集及び広報
  - ① 災害現場において活動を行う消防本部及び県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要なとなる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図る。
  - ② 林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認めるときは、県に対し迅速にヘリコプターによる上空偵察を要請する。
  - ③ 市、県警察等の各機関は、林野火災の状況、安否情報、交通規制、市民生活への影響等の情報について、迅速かつ正確に広報を行う。
- (2) 救助・捜索、消火活動
  - ① 消防本部、消防団及び県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として、合同の現地本部（指揮所）を設置して情報を共有し、これらの情報を基に現場活動方針等を協議、確認するなど連携体制を確保する。
  - ② 孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。
  - ③ 消防本部、消防団及び県警察は、一連の人命救助、消火活動等を円滑に実施し、かつ、現場周辺住民に対する危険を防止するため、必要に応じて警戒区域を設定する。
  - ④ 原則として注水消火による防ぎよ活動を行うが、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。
  - ⑤ ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合は、県に対しヘリコプターを要請するとともに、他県等が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。
  - ⑥ 林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって差はあるが、飛火による二次、三次火災の発生危険があるため、状況に応じて飛火警戒隊の配置、警戒範囲等にも十分配慮する。
  - ⑦ 県警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に実施できる体制を確保する。
- (3) 救護所の設置
 

市は、林野火災により多数の負傷者が発生し、又は発生すると見込まれた場合は、必要に応じて現場に近接した場所に救護所を設置し、救護班を派遣して負傷者の救護活動

を行うものとし、市の救護班ではその活動が十分に行えないと判断した場合は、糸魚川市医師会に協力を要請する。

(4) 一時収容場所又は避難所等の開設

- ① 市は、火災現場周辺住民等の一時収容、又は設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、風向や地形等を考慮して一時収容場所又は避難所を開設し、避難者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救護活動を行う。
- ② 警戒区域内の市民等の避難誘導にあたっては、自治会、自主防災組織、消防団及び県警察等に協力を要請し、要配慮者の支援についても十分配慮しながら、安全に実施する。

(5) ヘリコプターの受入れ準備

- ① 指定されているヘリポート適地の中から、機数及び機種等に応じて、適地を選定して使用する。
- ② ヘリコプターの機数及び機種等に応じて、自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）、又は空中消火用水のうへの給水体制を整備する。

(6) 相談窓口の開設

市は、必要があると認めた場合、市民等に対する相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応する。

(7) 応援の要請

- ① 市長は、林野火災の規模が大きく自衛隊の応援が必要と認められるときは、県知事に対し災害派遣要請を依頼する。
- ② 市長は、他の地方公共団体や民間団体等の応援、協力が必要と認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。また、必要に応じ、県に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。
- ③ 市長は、空中消火等のため、広域航空消防応援が必要となったときは、県に要請を行う。
- ④ 県は市長から要請があり、かつ必要と認められる場合は、総務省消防庁へ広域航空消防応援の要請を行う。

## 第4章 火山災害対策

### 第1節 火山災害予防計画

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

#### 1 計画の方針

##### (1) 基本方針

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数十 km から 100km 以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の住民、登山者等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に、新潟焼山は活火山対策特別措置法第3条の規定に基づく火山災害警戒地域に指定されており、火山防災対策等を推進するために国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等により設置された新潟焼山火山防災協議会に参画し、同法第4条に基づいて、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議・検討を行う。

##### (2) 計画の対象とする火山

「火山噴火予知連絡会（事務局は気象庁）」によると、本県では新潟焼山と妙高山の2つが「活火山」とされている。

###### ① 新潟焼山

新潟焼山は、形成された年代は比較的新しく、これまでの火山活動では火砕流を伴う噴火により、周辺地域に壊滅的な被害を与えている。1773年の噴火以降、マグマ噴火は起こっていないが、20世紀以降も小規模な水蒸気噴火が発生しており、1974年（昭和49年）の水蒸気噴火では、山頂付近で噴石により登山者3名が死亡している。

###### ② 妙高山

妙高山は、長い休止期をはさむ4回の活動期により形成され、南側の火口原には噴気地帯（地獄谷）がある。マグマ噴火は約4200年前の活動が最後で、堆積物が確認できる最新の噴火は、約3000年前の水蒸気噴火であるが、カルデラ内に小規模な爆裂火口があり、これらの活動は3000年前以降の可能性もある。

以下の「(3) 予想される火山活動と被害」及び「(4) 危険区域の想定と周知」においては、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定された新潟焼山について記述する。

## (3) 予想される火山活動と被害

## ア 新潟焼山の噴火活動に伴い予想される現象

① 溶岩流	<p>新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下速度が遅く到達距離も数km程度に限られる。過去数回の流出でも集落にまでは達していない。溶岩流そのものにより人命が失われる危険性は低い。</p>
② 噴石・降灰	<p>弾道を描いて飛散する大きな噴石は火口周辺に落下するので、被害は火口周辺の概ね2～4 km円内に限られる。小さな噴石は風に流されて周辺地域にまで到達し、人的・物的被害をもたらす。火山灰は風に乗って広範な地域に降下し、農作物被害や健康障害、交通事故等を引き起こすこともある。</p> <p>昭和49年の水蒸気噴火の際に、山頂付近でキャンプ中の登山者3名が噴石により死亡した。</p>
③ 火砕流	<p>高温の岩塊や岩片が火山ガスと混ざり合い、灼熱の雲となって斜面をなだれのように駆け降りてくるもの。成長しつつある熱い溶岩ドームが崩れて発生するものや、爆発的噴火に伴い直接火口から噴き出されて発生するものなどいろいろなタイプがある。高温（数百～1千度）・高速（時速100km以上）で広範囲を覆うため、人的・物的に大被害をもたらす。平成3年の雲仙普賢岳の大規模火砕流災害では43人の死者を出した。また、平成26年の御嶽山噴火時のような低温の火砕流が発生する場合もある。</p> <p>新潟焼山の過去3回の大噴火で発生した火砕流はこれをはるかに上回る大規模なもので、南は笹ヶ峰の乙見湖付近、北は25kmも離れた日本海にまで達している。また、積雪期に発生した場合は、大規模な融雪型火山泥流を引き起こすことがある。</p>
④ 火砕サージ	<p>爆発的噴火や火砕流に伴って発生する、火山灰や砂塵を含んだ爆風。風速は毎秒20～100m以上に達し、破壊力・殺傷力は極めて強力であるため、その掃過域の中で生き残ることは困難であり、火砕サージによる被害は、火砕流の先端や周囲に広がる。火砕サージの掃過域は、火砕流本体の数倍の幅に広がり、火砕流本体の先端のさらに先まで延びる。</p> <p>過去の新潟焼山の大規模な噴火の際にはたびたび発生している。</p>
⑤ 火山泥流	<p>火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。</p> <p>昭和49年の噴火の際は、噴火口から火山灰を含んだ泥水が直接噴出され、泥流となって流れ下った。積雪期に火砕流が発生した場合は噴火の熱で周囲の雪を溶かし、大規模な融雪型火山泥流となり、被害が拡大する可能性がある。</p> <p>その他にも噴火後の降雨や河川上流の一時的なせき止めを要因とした泥流が発生する可能性がある。</p>
⑥ 岩屑なだれ（岩屑（がんせつ）流）	<p>火山の山体が、噴火や強い火山性地震等の衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下するもの。古文書では、1361年の大噴火で「茶臼山（現新潟焼山）」の山頂部が大崩壊を起こしたとされていることから、現在の新潟焼山のドーム型の山体は、その後の活動によって形成されたものと考えられている。新潟焼山の山頂部には、不安定な状態の部分もあり、今後、噴火・地震等により崩壊して岩屑なだれが発生する可能性がある。</p>
⑦ 火山ガス	<p>少量でも生命に危険の及ぶ硫化水素や二酸化硫黄や、多量に吸い込むと危険な二酸化炭素がある。常温では空気より密度が大きいため、谷筋に沿って流下、又は窪地に滞留する。</p> <p>新潟焼山では、明治時代に、硫化水素等の有毒ガスにより、山頂付近の噴気孔の中で硫黄採掘者が死亡した例がある。</p>

イ 警戒すべき被害

火山災害には火山活動に伴うものと、火山活動による不安定堆積物が降雨などにより移動する二次的なものに区分されるが、本計画では前者を対象とし、後者は風水害対策編の中の土砂地盤災害として対策を講じる。

新潟焼山の場合、前者の災害を引き起こすことが考えられる噴火活動は、過去約400年に一度の頻度で発生した大噴火、及びそれよりは短い不規則な周期で繰り返されている小規模な噴火である。過去の噴火の例から、新潟焼山の噴火の特徴は次のとおりである。

- a 大噴火の際には火砕流と火砕サージを噴出しやすい。
- b 大噴火の初期の段階でマグマ水蒸気噴火が発生しやすい。
- c 噴火に伴って火山泥流が発生することが多い。特に積雪期に火砕流が噴出した場合は、火砕流による大規模な融雪型火山泥流が更に大きな被害を引き起こすことが分かっており、これらの被害を想定した対策を講じる必要がある。

(4) 危険区域の想定と周知

ア 火山災害危険区域の想定

① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下範囲は火口から数km程度である。しかし、その大半は2km程度にとどまると考えられる。
② 噴石	小規模な噴火の場合は火口から半径2km以内、大規模な噴火の場合は半径概ね4km以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。 なお、小さな噴石は風に流されて危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。
③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の実例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷（糸魚川市）及び南側の真川の谷（妙高市）に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。
④ 火砕サージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の両岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。
⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約1kmにある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

① 住民等避難の場合

指定避難所、避難経路及び避難方法について、新潟焼山火山防災協議会が定める避難計画のとおりとする。

② 登山者等避難の場合

具体的な避難経路の指定に併せて、取るべき避難経路の考え方について、新潟焼山火山防災

協議会が定める避難計画のとおりとする。

#### ウ 火山防災マップ等の作成と住民、登山者等への周知

市は県と協力して、新潟焼山火山防災協議会における検討を通じて、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難開始時期、避難対象地域、避難場所や避難経路、住民、登山者等への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を作成し、各世帯、公共施設、事業所、宿泊施設等に配付して住民、登山者等に周知する。さらに、新潟焼山火山防災協議会が策定した避難計画に基づく避難訓練を実施するなど、日頃から避難計画の住民、登山者等への周知徹底に努める。

#### (5) 噴火警報等の概要

##### ア 気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報

気象庁が、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して、噴火警報を発表する。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは噴火警報には及ばない程度と予想される場合は、噴火予報を発表する。（噴火警報・噴火予報等の対象範囲や火山活動の状況は表のとおり）

#### ◎噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

噴火警戒レベルが運用されている火山（新潟焼山）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・ 各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- ・ 降雨時の土石流等、レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも注意する必要がある。

注：表で記載している「火口」は、噴火が想定される火口あるいはそれが出現しうる領域（火口出現領域）を意味する。

#### 噴火警戒レベルが運用されていない火山（妙高山 等）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

#### イ 噴火警報レベル（新潟焼山）

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

新潟焼山においては、噴火警戒レベルが平成23年3月31日より運用されている。

◎ 新潟焼山の噴火警戒レベル表

(平成 23 年 3 月 31 日運用開始)  
(令和 3 年 2 月 1 日一部改正)

種別	警報等	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模の大きな噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域(山頂から7km以遠)に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。</li> <li>【過去事例】</li> <li>887年<sup>*1</sup>:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。</li> <li>1361年:火砕流が日本海へ到達。</li> <li>1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下。</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域(山頂から7km以遠)まで到達するような噴火の発生が予想される。</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地域の近く(山頂から7km以内)まで重大な影響を及ぼすことが予想される。</li> <li>山頂から概ね4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、又は予想される。</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等。  住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山頂から概ね2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、又は予想される。</li> <li>【過去事例】</li> <li>1974年:水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約2km以内に飛散</li> <li>山頂から概ね1km以内(想定火口域)に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】</li> <li>1983年、1997年～1998年、2016年:ごく小規模な噴火。火口周辺に降灰。</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏あるいは、火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域内への立入規制等。  住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況により、噴気活動や地震活動に若干の高まりが認められる。<sup>*2</sup></li> <li>火山活動は静穏。</li> </ul>

注) ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※1 「887年」については、より詳しい年代測定の結果から1235年の鎌倉時代になるとの報告(早川ほか2011)がある。

※2 状況により、気象庁が「火山の状況に関する解説情報(臨時)」などを発表し、活動状況が周知される。

【近年の規制等の実施状況】

平成 27 年夏ごろからの火山活動の活発化を受けて、糸魚川市、妙高市では、山頂から半径 1 km



の立入を規制するため、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域の設定（H28.3.2）を行った。

その後、火山活動が低下した状態で経過していることから、平成30年11月15日に警戒区域の解除を行った。

#### ウ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

ただし、噴火警報が発表されている火山で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する必要がない程度の規模の噴火が発生した場合は、発表されない。

#### エ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は「警戒が必要な範囲」の拡大を行う状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルの引き上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表する。

#### オ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を発表する。

##### a 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・ 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### b 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- ・ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予想される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

##### c 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予測計算を行い、20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、予想される降灰量が「やや多量」以上の場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合は、予想される降灰量によらず発表。

## ◎降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	厚さ キーワード	路面や視界のイメージ
多量	1 mm 以上 【外出を控える】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面が完全に覆われる</li> <li>・視界不良となる</li> </ul>
やや 多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山灰が明らかに降っているのがわかる</li> <li>・道路の白線が見えにくい</li> </ul>
少量	0.1mm 未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うっすら積もる</li> <li>・降っているのがようやくわかる</li> </ul>

## (6) 各主体の責務

## ア 市民の責務

市民は、自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、火山防災マップ等により、火山災害の潜在的な危険に関する情報を事前に知るよう努める。

また、新潟焼山に登山する際には、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」に基づき、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で、綿密な登山計画を策定し新潟県知事への届出を行うとともに、当該登山計画に基づいた装備品等を携帯し登山しなければならない。

## イ 県の責務

県は、新潟焼山火山防災協議会の事務局を務め、気象庁及び関係機関による観測・監視情報の共有体制整備、市町村の火山防災マップの作成や避難体制の整備への協力、火山活動の異常の覚知に努める。

また、火山災害による被害の防止、軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等国土保全事業の総合的な推進に努めるとともに、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ウ 市の責務

市は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、火山防災マップの作成・配付、新潟焼山火山防災協議会が策定する避難計画の具体化及び避難体制の整備、防災訓練等を行う。

## エ 新潟地方気象台の責務

新潟地方気象台は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、噴火警報等伝達体制の強化及び火山現象の発生及び推移の情報収集に努める。

## オ 内閣府及び気象庁の責務

内閣府及び気象庁は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、迅速かつ正確な情報発信を行う。

## カ 北陸地方整備局の責務

北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

## キ 新潟焼山火山防災協議会の責務

新潟焼山火山防災協議会は、国、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等との連携により、平時から火山活動、防災体制に関する情報を共有すると共に、想定される火山現象に応じた警戒避難体制をあらかじめ共同検討し、火山防災対策を推進する。

### (7) 要配慮者への配慮

風水害対策編第2章第27節「要配慮者の安全確保計画」の定めるところによる。

### (8) 積雪期の対応

融雪型火山泥流の発生など被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期の避難対策については特に配慮する。

## 2 市の役割

### (1) 防災知識の普及

市は、新潟焼山火山防災協議会等における検討を通じて、火山防災マップ（火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民、登山者等への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載したもの）や地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

また、パンフレット、ジオパーク関連施設等や、観光関連の事業者を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対しても防災意識の普及啓発に努める。

### (2) 避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直し

市は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、新潟焼山火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

### (3) 入山規制等の体制整備（噴火警戒レベル1～3対応）

市は、登山者等に対する注意喚起看板を設置すると共に、噴火警戒レベルに対応した立入規制箇所を検討し、立入規制に必要なバリケード・周知看板等を事前に準備する。

### (4) 避難体制の整備（噴火警戒レベル4～5対応）

#### ア 避難計画の策定等

市は、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と情報共有を図るとともに、協議会において避難計画策定等を行い、住民、登山者等に広く周知する。

#### イ 組織面の整備

(ア) 市は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制を整備する。

また、防災行政無線、緊急速報メール等、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

(イ) 市は、住民、登山者等を避難させる際の県・消防機関・自衛隊等との協力体制を整備する。

#### ウ 施設面の整備

(ア) 情報伝達のための施設

市は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための施設を整備する。

また、防災行政無線、緊急速報メール等、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

(イ) 避難者受入れのための施設

市は、危険区域外に避難住民、登山者等全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

エ 防災訓練の実施

市は、県、関係機関等とも協力し、自主防災組織、宿泊施設等の民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した実践的な訓練を実施し、訓練後には評価・分析を行い、避難計画等の継続的改善を図る。

(5) 避難促進施設の避難体制の整備支援

ア 市は、不特定多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で、新潟焼山における火山現象発生時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの（以下、「避難促進施設」という。）を指定し、名称及び所在地を本計画資料編に記載する。

イ 情報連絡体制の整備

市は、避難促進施設の所有者又は管理者との情報連絡体制を整備し、火山現象発生時の連絡窓口及び連絡手段等を平常時から確認を行う。

ウ 避難確保計画の作成支援

市は、避難促進施設が行う避難確保計画の策定や避難訓練の実施等に必要な助言等を行うなど、支援を行う。

(6) 火山灰の収集、処理方法の検討

市は必要に応じ、火山灰の収集方法や集積場等をあらかじめ選定しておく。

(7) 異常の覚知

市は、新潟焼山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方气象台に連絡するよう、あらかじめ連絡窓口を確認する。

### 3 県の役割

(1) 新潟焼山火山防災協議会の設置・運営

県は、国、市町村、関係機関及び専門家等と連携し、新潟焼山の避難対策や応急対応等をあらかじめ共同検討するための活動火山対策特別措置法に基づく新潟焼山火山防災協議会を設置し、事務局として運営を行う。

(2) 観測体制の整備

県は、気象庁等国の機関に対し、観測体制の強化を働きかけるとともに噴火の前兆現象の検知に努める。また、新潟焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、観測機器等の整備を行う。

(3) 減災のための国土保全事業の推進

県は、噴火時等に生じる被害の軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等の国土保全事業をハード対策、ソフト対策の両面から総合的、計画的に推進する。

(4) 避難計画の策定等

県は、新潟焼山火山防災協議会に参画し、被害想定に関する情報の提供などを行う。協議会では、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、避難計画を策定する。

(5) 防災知識の普及

県は、火山災害に関するリーフレットや資料の配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施し避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

(6) 条例に基づく取組みの推進

県は、登山の計画を届け出ることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることの周知など「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するための取組みを推進する。

(7) 避難の実施体制等

ア 情報の収集・共有

(7) 県は、新潟焼山、妙高山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台に連絡するよう、あらかじめ連絡窓口を確認する。

(4) 県は、ヘリコプターによる上空からの観測・情報収集活動を行う体制を県警察とともに整備する。

イ 避難の実施体制

県は自衛隊・近隣市町村等の協力のもとに、住民避難等を支援する体制を整備する。

#### 4 新潟地方気象台の役割

(1) 噴火警報等伝達体制の整備

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等を、県に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を行い、必要に応じ、その改善に努める。

(2) 避難計画の策定等

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターと協働し、過去の噴火履歴等を踏まえた噴火シナリオや火山ハザードマップの検討を行うとともに、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と連携して協議会において避難計画策定等を行う。

(3) 火山防災情報の周知

新潟地方気象台は、火山活動の状態を分かりやすく伝えるとともに、噴火時等にとるべき防災行動と対応する噴火警報等の種類や発表基準について、広く周知を図る。

また、住民に限らず登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等の火山防災情報を、ホームページなどで発信するものとする。

(4) 異常の覚知

新潟地方気象台は、火山活動に係る異常等について通報を受けた場合、又は気象台自ら異常と認めた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告するとともに、噴気の状況等の火山活動について情報収集に努める。また、火山監視・警報センターから得た情報は速やかに新潟焼山火山防災協議会の関係機関等へ連絡して情報共有を行う。

#### 5 内閣府及び気象庁の役割

(1) 迅速かつ正確な情報伝達

内閣府及び気象庁は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(2) 登山者や旅行者等への情報発信

気象庁は、登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるよう、火山防災情報を、

気象庁ホームページ等でわかりやすく発信するものとする。

## 6 北陸地方整備局の役割

### (1) 火山噴火対策への協力

- ア 北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、火山噴火対策に資する調査に協力する。
- イ 火山噴火を原因とする土石流によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、関係市町村へ通知するとともに一般への周知を行う。
- ウ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、関係市町村へ通知するとともに一般への周知を行う。

## 7 県警察の役割

### (1) 交通規制体制の整備

- ア 高速道・主要幹線道における交通規制  
県警察は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、高速道・主要幹線道において、火山災害の規模及び段階に対応する規制箇所を検討し、火山災害発生時に迅速かつ的確に交通規制を実施する体制を整備する。
- イ 規制情報等の広報体制の整備  
規制情報を、避難者、運転者、地域住民、登山者等に対して、ラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適宜、適切な広報を実施する体制を整備する。

## 8 新潟焼山火山防災協議会の役割

### (1) 情報の共有

平常時から火山活動観測、防災対策に関する情報を共有する。

### (2) 避難計画の策定等

火山防災協議会は、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオや避難計画の策定、県及び市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関する検討や、避難促進施設の選定等に関する助言、退避壕・退避舎等の必要性の検討など火山災害に対する防災体制の検討を共同で行う。

また、円滑な検討を行うため、検討事項に応じたコアグループ会議やワーキンググループ等の部会も設置する。

### (3) 訓練等の実施

火山防災協議会は、単独又は市町村等との連携により各種訓練を実施し、訓練により明らかになった課題について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

### (4) 防災知識の普及

火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

## 9 避難促進施設の所有者又は管理者の役割

市地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、情報伝達や避難訓練等、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めた避難確保計画を作成し市長に報告するとともに公表する（変更した場合も同様）。

避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともに結果を市長に報告する。

## 第2節 火山災害応急対策

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

火山災害の応急対策として、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達及び避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡を行う。次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止を行う。また国内外からの人的・物的支援の受け入れを行う。

火山災害の応急対策においては、県、関係市町村、関係機関、専門家等が参画する現地対策本部を設置するなど、共同で対策にあたれるよう、平常時から体制整備を図る。

本計画においては、火山災害特有の計画として、災害発生直前から所要の体制整備について主に定めるものとし、以降の救命救急活動、避難対策、生活支援などの普遍的な応急対策については、「風水害対策編」に定めるところにより、必要な業務を実施する。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 市民、自主防災組織、滞在者等の役割

市民、自主防災組織及び一時滞在者（登山者、観光客等）は、火山活動に係る異常現象を発見したときは、市町村又は県警察に通報するとともに、必要に応じて自発的に被災者・要配慮者を救助し、避難する。

- |                           |
|---------------------------|
| ○ 火山活動による主な異常現象           |
| a 火山性地震（微動）の群発            |
| b 鳴動、音響                   |
| c 火山周辺の地形変化               |
| d 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化 |
| e 火口の火山ガス、昇華物（硫黄など）の変化    |
| f 動物の異常行動                 |

##### イ 県の役割

県は、新潟焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）又は新潟地方气象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に周知する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住区域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係市町村へはホットラインによる電話連絡を行い、「新潟焼山における火山災害による



遭難の防止に関する条例」に基づく登山届の情報について関係機関との情報共有等を行う。

また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、必要な資機材の調達等を速やかに行うとともに、関係市町村の実施する避難、降灰対策等を支援する。

さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、さらに必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

#### ウ 市の役割

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）又は新潟地方気象台から噴火警報（噴火警戒レベル）の伝達を受けた場合又は自ら知った場合は、その内容を住民、登山者等及び関係機関に周知する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民、登山者等へ周知する。新潟焼山火山防災協議会の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、入山規制や避難指示等を行う。また住民、登山者等の適時適切な避難、避難所の開設、避難所の管理運営、降灰対策等の措置を講ずる。

また市は、大規模噴火時等、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

#### エ 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状況等の火山現象の発生及び推移について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。

なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。

また、噴火警戒レベルの切り替えに当たっては、新潟焼山火山防災協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。

#### オ 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力するとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の把握、災害応急対策等、県及び市町村が行う活動に対する支援を実施する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知するとともに、県への通知及び一般への周知も行う。

#### カ 県警察の役割

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、通行可能な道路を把握するとともに、一般車両の通行を禁止するなど災害時応急対策従事車両の通行を確保するために必要となる交通規制を実施する。また、警戒区域が設定された場合においては、警戒区域内及びその周辺の社会秩序の維持に努める。

#### キ 新潟焼山火山防災協議会の役割

新潟焼山火山防災協議会は、市村からの求め等により避難指示及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市村へ助言を行う。

(3) 達成目標

火山の活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、住民、登山者等への噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）についての迅速な周知を図るとともに、入山規制等、迅速な住民、登山者等の避難、降灰対策等を的確に行うことにより、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

(4) 要配慮者への配慮

- ア 避難に時間を要する要配慮者については、早期（噴火警戒レベル4）の避難を促すとともに、住民、登山者等の避難時には、風水害対策編第3章「第9節 市民等避難計画」及び同章「第27節 要配慮者の応急対策」に定めるところにより、要配慮者に配慮する。
- イ 市町村は、要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難行動等に時間を要するだけでなく、山に雪のある時期に火山が噴火すると、噴出物等が雪を一気に溶かし、樹木をなぎ倒し、地面を削り取って大量の土砂及び岩を巻き込んで、非常に速いスピードで流れるので（融雪型火山泥流）、関係機関、住民等の速やかな対応が必要となる。

(6) 惨事ストレス対策

- ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 2 情報の流れ

新潟焼山噴火時等における関係機関相互の連絡体制は新潟焼山火山防災協議会で別に定める。

## 3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について

(1) 噴火警報・予報等の種類

ア 噴火警報、予報の名称、噴火警戒レベル

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

イ 降灰予報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

ウ 噴火速報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

エ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

## オ 火山の状況に関する解説情報

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表する。

「火山の状況に関する解説情報」は、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する。

## カ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

## キ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

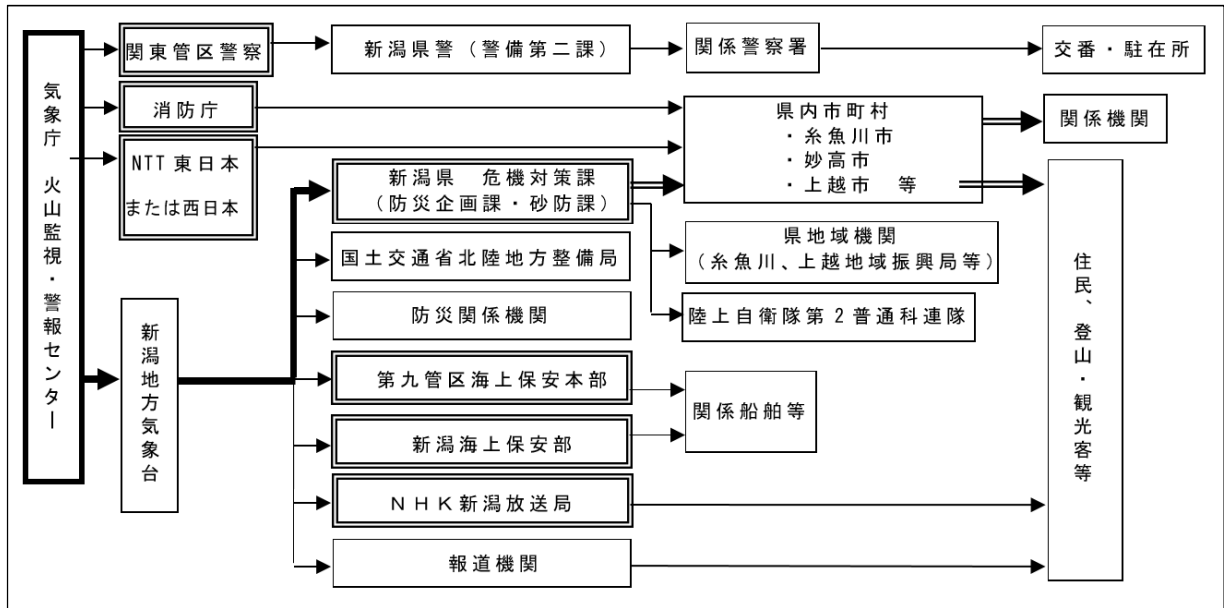
## ク 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

## (2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）

火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3. 1. 1現在)
新潟焼山	新潟県	○
妙高山	新潟県	
吾妻山	山形県・福島県	○
磐梯山	福島県	○
沼沢	福島県	
燧ヶ岳	福島県	
草津白根山	群馬県	○
浅間山	群馬県・長野県	○
弥陀ヶ原	富山県	○

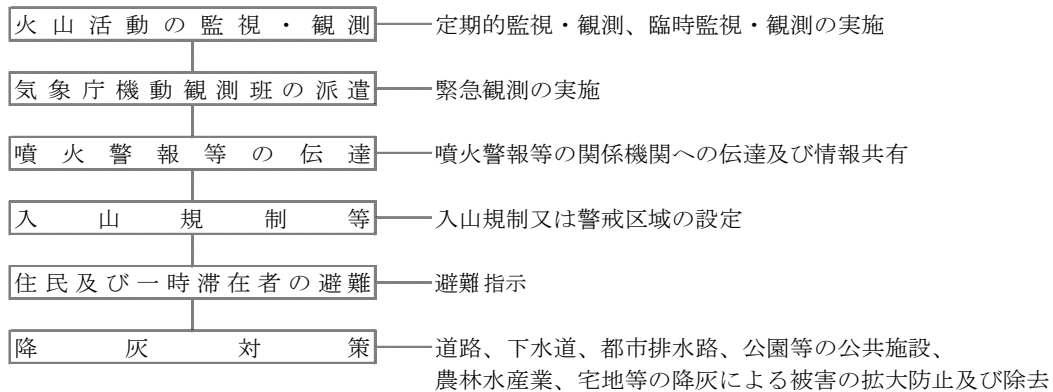
(3) 噴火警報等の伝達系統図



- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

4 業務の体系

(1) 業務体系の概要（新潟焼山・妙高山共通）



○ 火山災害により、救急・救助活動、医療救護活動、公共施設、ライフライン等の応急対策等が必要となった場合には、「風水害対策編」に定めるところにより、必要な業務を実施する。

(2) 噴火警戒レベルに応じた主要な防災対策（新潟焼山）

ア 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合

① 噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】～噴火予報～

(ア) 定期的な火山活動の監視・観測を実施する。

(イ) 状況により噴火想定火口内（山頂から概ね半径1km以内）への立入規制を実施する。

② 噴火警戒レベル2【火口周辺規制】～火口周辺警報～

- (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
- (イ) 県において情報連絡室等を設置するとともに、市において情報連絡体制又は警戒体制をとる。
- (ウ) 臨時監視・観測を追加する。
- (エ) 山頂から概ね1 km又は2 km以内の立入規制（登山道）を行う。
- (オ) 緊急減災対策を開始する。
- ③ 噴火警戒レベル3【入山規制】～火口周辺警報～
  - (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
  - (イ) 県及び市において警戒本部等の設置、警戒区域の検討を行う。
  - (ウ) 山頂から概ね半径4 km又は7 km以内の立入規制（登山道・林道）を行う。
  - (エ) 緊急減災対策を実施する。
  - (オ) 市において避難所開設準備を行う。
- ④ 噴火警戒レベル4【高齢者等避難】～噴火警報～
  - (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
  - (イ) 県及び市において、災害対策本部等を設置する。
  - (ウ) 県は現地対策本部等を設置する。（候補案：糸魚川地域振興局）
  - (エ) 県、関係市町村、関係機関、専門家等が参画する合同対策本部を設置する。  
（候補案：糸魚川市役所）
  - (オ) 自主避難及び要配慮者の避難を開始する。
  - (カ) 緊急減災対策を一時中止する。
  - (キ) 市において避難所を開設する。
  - (ク) 県警察、道路管理者において、交通規制の準備を開始する。
- ⑤ 噴火警戒レベル5【避難】～噴火警報～
  - (ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有を行う。
  - (イ) 警戒区域内の住民等の避難を開始する。
  - (ウ) 市において避難所を増設し、必要に応じて二次避難を実施する。
  - (エ) 県警察、道路管理者において、交通規制を実施する。
  - (オ) 被害が発生した場合、各施設管理者において応急対策を実施する。
  - (カ) 県と市において、噴火規模等に応じて、他の都道府県や市町村に対し、必要な応援を求める。

イ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合

引き上げ後のレベルの程度に関わらず、県及び市において災害対策本部等を設置するなどの非常体制を取る。その他、上記アに準じて必要な防災対策対応を取る。

## 5 業務の内容

### (1) 火山活動の監視・観測

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告すると共に、噴気の状態等の火山活動について情報収集に努める。	
県	・新潟焼山火山監視システムによる監視カメラで、噴火や噴煙、降灰の状態を監視し、異常が認められた場合は、新潟地方気象台や関係機関へ報告する。	
市	・市の区域内に降灰がある場合は、降灰除去事業実施要綱に基づき降灰測定地点を県と協議のうえ国土交通大臣に届け出、降灰量の測定を行う。	
県消防防災航空隊 県警航空隊	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められる場合は、関係機関のヘリコプターによる上空からの観測に協力する。	
北陸地方整備局	・新潟焼山に異常が認められる場合は、ヘリコプターによる上空からの観測に協力する（ただし、火山噴火対策に資するものに限る）。	

※ 新潟焼山周辺の監視観測機器の配置状況は以下のとおり



機器	位置	機関
監視カメラ	焼山温泉	新潟県
	火打山川第1号ダム	新潟県
	宇都(臨時)	気象庁
地震計	新井(臨時)	気象庁
	戸屋	防災科学技術研究所
	妙高高原	防災科学技術研究所
	赤倉川	防災科学技術研究所
	妙高	防災科学技術研究所
	姥生2	東京大学
	上越中ノ保	気象庁
	カラサワ	気象庁
	大曲	気象庁
	八景山1	気象庁
傾斜計	カラサワ	気象庁
	カラサワ	気象庁
空振計	カラサワ	気象庁
	八景山2	気象庁
GNSS	妙高高原	国土地理院
	赤倉川2	国土地理院
	赤倉川1	国土地理院
	新井	国土地理院
	宇都	気象庁
	丸山原	気象庁
土石流センサー	カラサワ2	気象庁
	焼山川上流局センサ	上越森林管理署
	焼山川中間局センサ	上越森林管理署
	焼山川下流局センサ	上越森林管理署
	火打山川上流センサ	上越森林管理署
	火打山川下流センサ	上越森林管理署
水位計	火打山川第1号ダム	新潟県
	一之橋	新潟県
雨量計	羽生	新潟県
	新町	新潟県
	小谷(アメダス)	気象庁
	横瀬町(アメダス)	気象庁
	樺本(アメダス)	気象庁
	平野(アメダス)	気象庁
	関山(アメダス)	気象庁
	姥生(アメダス)	気象庁
	赤倉川(アメダス)	気象庁
	赤倉	国土交通省
	田口	新潟県
	一之橋	新潟県
	田屋(道明(消防早川分遣所))	赤倉川市
	津平	新潟県
赤倉川地域振興局	新潟県	
傾斜計	焼山温泉	新潟県
	火打山川第1号ダム	新潟県
	小谷(アメダス)	気象庁
	横瀬町(アメダス)	気象庁
	関山(アメダス)	気象庁
	姥生(アメダス)	気象庁
	赤倉	国土交通省
	新井消防署	妙高市
	妙高消防署	妙高市
	中根和	新潟県
風向風速計	田屋(道明(消防早川分遣所))	赤倉川市
	音坂(土境)	赤倉川市
	音坂(大平)	赤倉川市
	姥生(大平)	赤倉川市
	焼山温泉	新潟県
	火打山川第1号ダム	新潟県
	横瀬町(アメダス)	気象庁
関山(アメダス)	気象庁	
姥生(アメダス)	気象庁	
赤倉川(アメダス)	気象庁	
焼山温泉	新潟県	
火打山川第1号ダム	新潟県	

(2) 噴火警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・気象庁火山監視・警報センターが発表した噴火警報等のうち、9火山（県内は新潟焼山・妙高山、県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）に係る噴火警報等を県、警察本部及び放送機関に伝達する。	
県	・知事は、新潟地方気象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容、それから予測される災害の事態、取るべき措置等を市町村長に伝達する。	
市	・市長は、噴火警報等の伝達を受けた場合並びに火山活動により人体及び構造物に被害を生じた場合又はそのおそれがある場合には、その内容を通信手段を用い、迅速かつ的確に住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）並びに警察署等に伝達し、周知徹底する。	警察署 交番・駐在所

(3) 入山規制等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、火山災害から住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）（以下「住民等」という。）の安全を確保するため必要がある場合には、隣接市町村と連携し、入山規制又は災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定（以下「入山規制等」という。）を行い、危険な区域への住民、登山者等の立入りを制限する。 ・入山規制等を行った場合には、広報、立札等により、その旨を住民、登山者等に周知する。	新潟地方気象台・隣接市町村

※ 新潟焼山の具体的な入山規制や防災対応等については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。

(4) 住民、登山者等の避難

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、住民、登山者等の避難が必要な場合には、避難計画に基づき、的確かつ迅速に避難させる。なお、新潟焼山の避難計画については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。 ・避難指示等の実施方法については、本章第1節「火山災害予防計画」及び風水害対策編第3章第9節「市民等避難計画」に定めるところによる。	

(5) 降灰対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。</li> <li>降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。</li> <li>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。</li> <li>降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保等を行う。</li> <li>要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。</li> </ul>	道路管理者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。</li> <li>降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。</li> </ul>	

(6) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
県及び被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要請等の必要が予測される規模の噴火が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</li> <li>国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。</li> </ul>	

(7) 避難及び救助に関する広域調整

震災対策編第3章第7節「市民等避難計画」及び同章第15節「救急・救助活動計画」に定めるところによる。

(8) 噴火に伴い発生する軽石（※）への対策

※他の火山から発生し、海上を漂流して新潟県沿岸へ漂着した軽石を想定

実施主体	対 策	協力依頼先
県（交通政策局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、噴火に伴い発生した軽石が漂流することにより、船舶等の航行が危険と認める場合には、国土交通省に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。</li> <li>港湾管理者は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、北陸地方整備局に、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を要請することができる。</li> </ul>	北陸地方整備局、港湾利用者等
県（農林水産部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、噴火に伴い発生した軽石が漂流することにより、船舶の航行</li> </ul>	漁業協同組合



	が危険と認める場合には、農林水産省に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。	
北陸地方整備局	・北陸地方整備局は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整や支障物の撤去等の管理業務を実施するものとする。	

## 第5章 大規模火災対策

### 第1節 大規模火災の履歴

#### 1 地理的特徴

##### (1) 地理的特徴

本市は、総則編第1章総則第3節市の概要で記載のとおり、海岸線と河川流域沿いに、わずかな平野部が広がる地形を成しており、その狭い平野部に通る幹線交通網に沿って、住宅が带状に連担する市街区を形成している。

立ち並ぶ建造物は、木造家屋が大半を占め、過去の歴史が示すように、強風の影響を受け、大規模な火災が発生することが多い。

##### (2) 気象状況

当地域は、西高東低の冬型の気圧配置による日本海側特有の季節風が強く吹く傾向にあるほか、春先から台風の到来する季節には、市の南側に連なる飛騨山脈や頸城山塊を越え、フェーン現象による乾燥した南風が強く吹く日が多く見られる。

過去の大規模火災においては、いずれかの方角からの強風が強く吹き続き、延焼拡大の一要因となっている。

#### 2 大規模火災の履歴

##### (1) 大規模火災の履歴

糸魚川市史には、下表のとおり、たくさんの大火の記録が記されている。木造家屋の密集と、この地方特有の強い風が、延焼拡大の要因の一つとして挙げられている。

##### ◎糸魚川地方の大火【糸魚川市史より】

発生年月日	場 所	被害状況	備 考
安永4年(1775) 2月19日	中浜村	70軒消失	
天明8年(1788) 1月30日	大和川・竹ヶ花	全焼60軒、寺2軒、納屋65棟	
寛政8年(1796) 2月27日	田伏・梶屋敷	全焼163軒、寺1軒	
享和元年(1801) 4月27日	大和川村	家屋27軒、納屋20棟	
文化3年(1806) 5月2日	大町	306棟全焼	
9年(1812) 11月8日	鉄砲町	27棟全焼	
11年(1814) 8月16日	七間町	508棟全焼	
13年(1816) 2月17日	横町	744棟全焼	
文政9年(1826) 6月20日	浜町	600棟全焼	
天保5年(1834) 4月20日	田町	548棟全焼	
安政5年(1858) 12月15日	中宿村	80軒消失	
元治元年(1864) 2月23日	大和川村	家屋51軒、納屋・塩屋多数	

発生年月日	場所	被害状況	備考
明治6年(1873) 6月13日	中宿村、中浜村、 間脇村	265棟全焼	
明治10年(1877) 11月6日	横町	458棟消失	
明治37年(1904) 8月3日	新屋町	459棟全焼	城之川まで延焼
明治41年(1908) 8月10日	寺町	42棟全焼	女子職業学校全焼
明治44年(1911) 4月22日	浜町	503棟全焼	寺町東端まで延焼
昭和3年(1928) 8月19日	緑町	105棟全焼	※1
昭和4年(1929) 6月10日	下早川村新町	住家15戸消失、3名死亡	
昭和7年(1932) 12月21日	横町	368棟全焼	※2
昭和29年(1954) 8月19日	緑町	42棟全焼	※3

※1 現在のヒスイ王国館大型バス駐車場付近から出火、緑町・大町・寺町の一部、正覚寺・琴平神社が延焼。(図-1)

※2 横町の一部・新七・大町・緑町の大半を消失、郵便局・徳正寺・善導寺・糸魚川駅なども焼失。(図-1)

※3 糸魚川駅前一带・頸城鉄道(株)・西頸城運送(株)などを焼失。

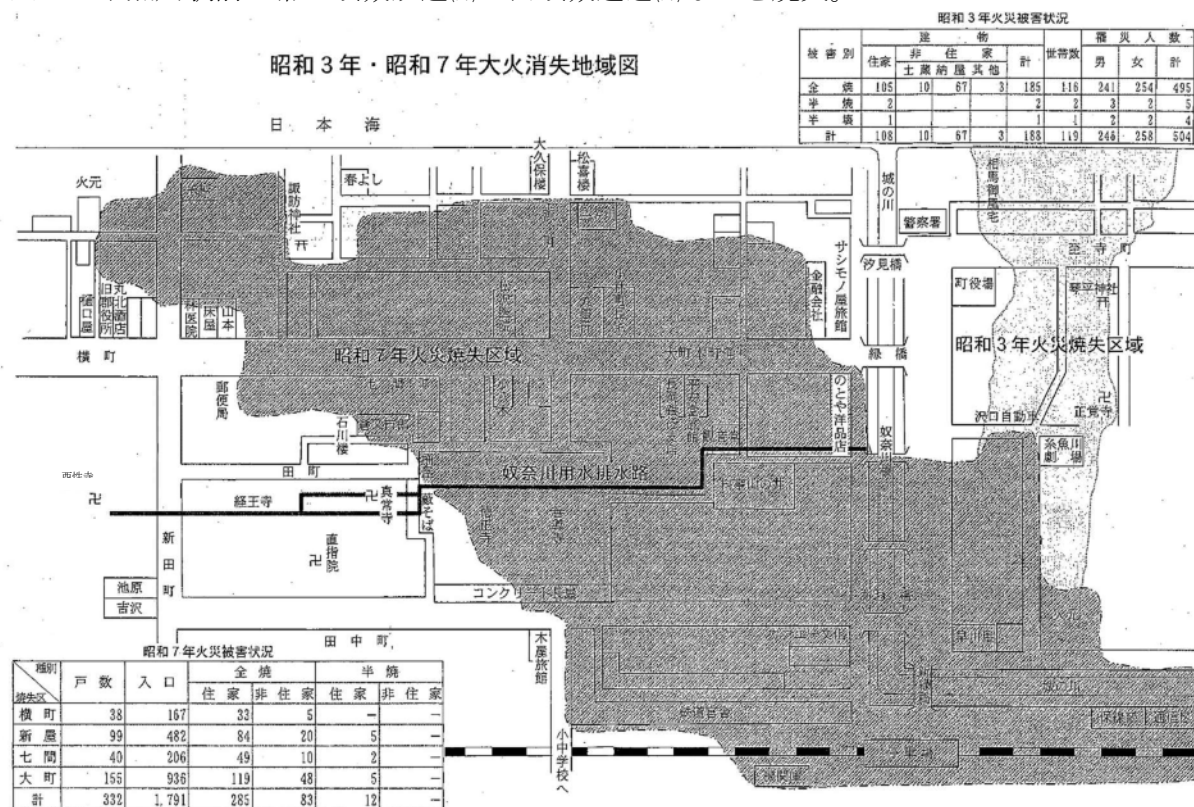


図-1 昭和3年・昭和7年大火焼失地域図(糸魚川市史より)

## (2) 糸魚川市駅北大火

平成28年12月22日（木）10時20分頃、大町1丁目で出火し、最大瞬間風速27.2m/sを記録した南南東からの乾燥した強風により、合計147棟が飛び火・延焼被害により焼失した。

火災では、全国で初めて自然災害と認定され、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

## 《災害経過》

- ・出火 平成28年12月22日（木） 10時20分頃
- ・鎮火 12月23日（金） 16時30分

## 《被災エリア》

- ・大町1丁目、2丁目及び本町（図-2）

## 《焼損状況》

- ・建造物147棟（全焼120棟 半焼5棟 部分焼22棟）
- ・車 両 29台

## 《焼失面積（被災エリア）》

- ・約40,000㎡

## 《負傷者》

- ・17名（一般2名 消防団員15名）

## 《気象状況》

- ・気温18.4℃ 湿度 54.7%（12月22日（木） 午前11時00分）
- ・最大瞬間風速 27.2m/s 南南東（12月22日（木） 午前11時40分）

※糸魚川市消防本部観測

## 《消火体制》

## (1) 消防関係

- 糸魚川市消防本部、糸魚川市消防団、新潟県消防防災航空隊、新潟県応援消防隊、新川地域消防本部（富山県）、北アルプス広域消防本部（長野県）
- ・消防車等 延べ235台 活動人員 延べ1,887人

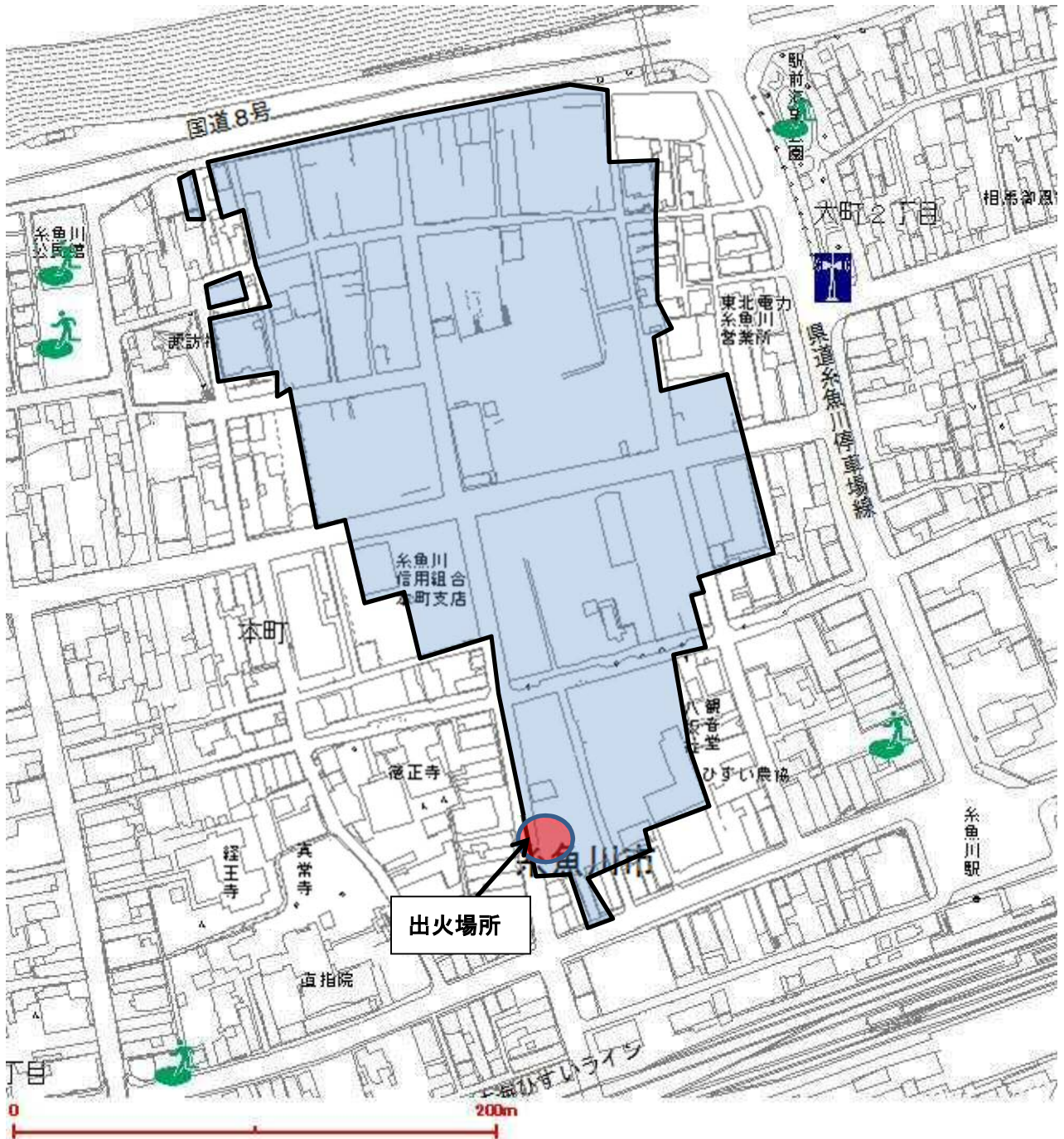
## (2) 関係機関

- 国土交通省北陸地方整備局、新潟県警察本部糸魚川警察署、陸上自衛隊、富山県

## (3) 民間協力

- 建設業関係 業者4社（重機・車両等19台 簡易水槽13基）
- 製造業関係 業者3社（コンクリートミキサー車32台）
- 給油所関係 業者2社（給油車両4台）

図-2 平成 28 年 12 月 22 日発生 糸魚川市駅北大火被災エリア



## 第2節 大規模火災予防計画

担当部署	◎消防本部 建設課 都市政策課
------	-----------------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

死傷者等の発生や市民の財産の焼失が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講じる。

#### (2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、地域、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付器具を使用する等、未然に火災の発生を防止する。

また、住宅用火災警報器や消火器具等の設置及び維持管理の徹底に努める。

イ 市は、県と連携し、延焼防止に必要な建築方法の普及や消防水利の拡充など、火災に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防火に関する知識と行動の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市や消防機関と協力し、火災に強いまちづくりを推進するとともに、防火意識の普及啓発に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

### 2 市民・企業等の役割

#### (1) 市民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の初期消火器具の設置と操作方法の習得に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 自主防災組織や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

#### (2) 地域の役割

自治会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから防火意識の醸成と防火活動の訓練に努める。

#### (3) 企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の防火環境の整

備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

### 3 市の役割

#### (1) 防火思想の普及促進

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

#### (2) 火災に強いまちづくり

ア 以下により、火災に強い都市構造の形成に努める。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による老朽木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

(カ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療機関について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置促進に努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、火災の有無にかかわらず除雪を行う。

#### (3) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

#### (4) 応援体制の強化

より多くの消防力を迅速に投入できるよう、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図る。

#### (5) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

#### (6) 消防団の充実強化

- ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所への支援や消防団との情報交換等により協力体制を強化する。
- イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図る。
- ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

#### (7) 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、要配慮者と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識と行動の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

#### (8) 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

- ア 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。
- イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。
- ウ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

#### (9) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

## 4 県の役割

### (1) 防火思想の普及促進

県は、市及び市消防機関の協力を得ながら、以下の啓発を推進する。

- ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時に取りべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

### (2) 火災に強いまちづくり

ア 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に側面的に寄与する。

- (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による老朽木造住宅密集市街地の解消等



- (ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援
  - (エ) 水面・緑地帯の計画的確保
  - (オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。
- (3) 自主防災組織の育成強化  
市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。
- (4) 消防設備士等の活用  
消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

## 5 防災関係機関の役割

### (1) 消防機関

- ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。
- エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
- オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。
- カ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。
- キ 上記キの地域の火災防ぎょ計画を策定する。
- ク 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消化するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。
- ケ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風化における消火活動要領を定める。
- コ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

### (2) 警察本部

ア 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安本部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

## 第3節 大規模火災応急対策

担当部署	◎消防本部	総務課	建設課	市民課	健康増進課	福祉事務所
------	-------	-----	-----	-----	-------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

#### (2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防団長の指揮のもと、消防本部と連携し、火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて、隣接消防機関との消防相互応援協定に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 市及び消防本部は、大規模な延焼拡大が予想された場合には、人命救助を優先し、速やかに避難区域を設定するとともに、防災行政無線等により、避難情報発令の広報を実施する。

オ 市は、避難情報を発令した場合には、速やかに避難所を開設するとともに、自主防災組織や関係機関と協力し、被災地住民の避難誘導を行う。

カ 隣接消防応援時において、地域内代表消防本部（上越地域は上越地域消防事務組合消防本部）は、広域応援の必要がある場合は、消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

#### (3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

#### (4) 積雪期の対応

##### ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

##### イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利

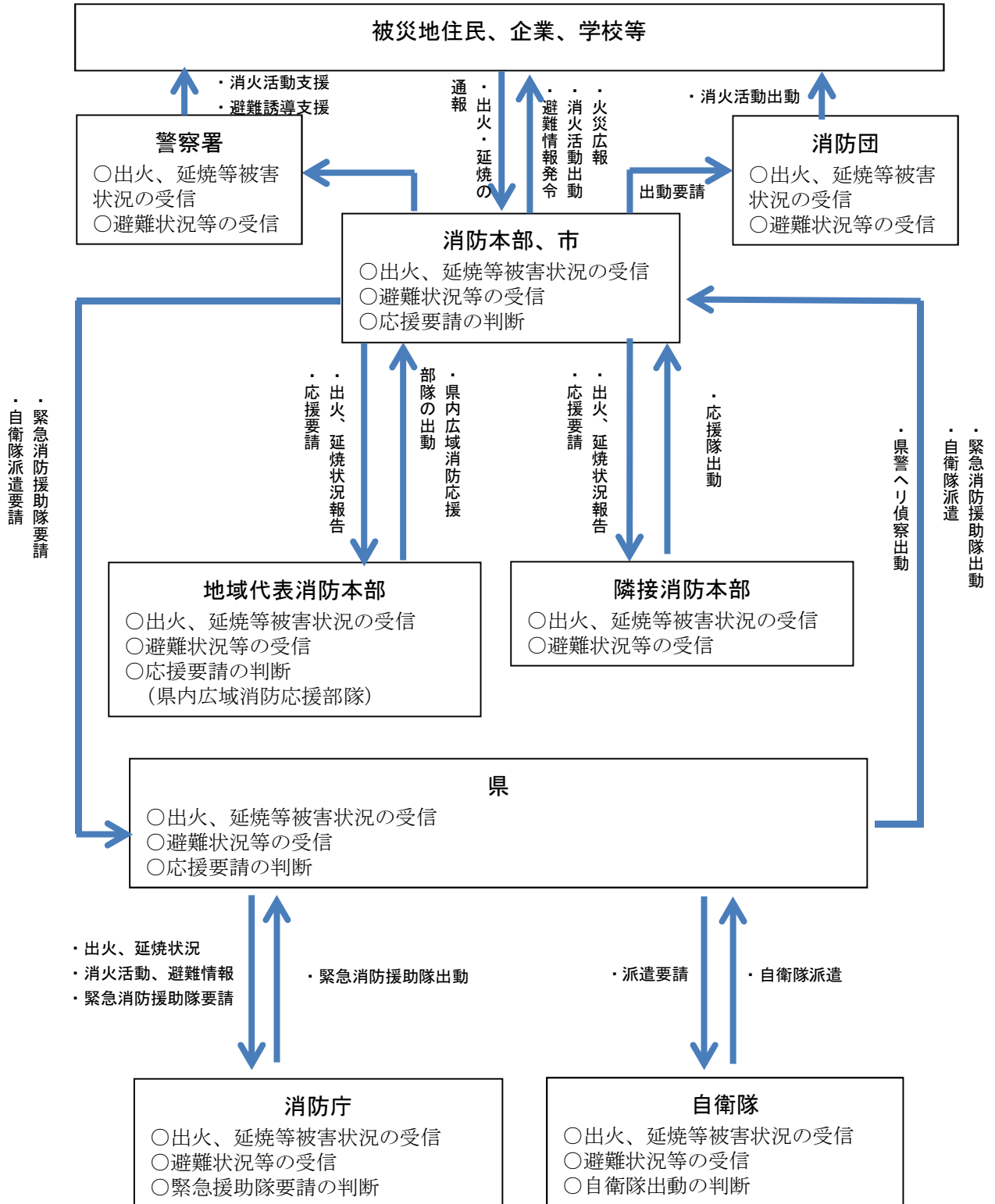
の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

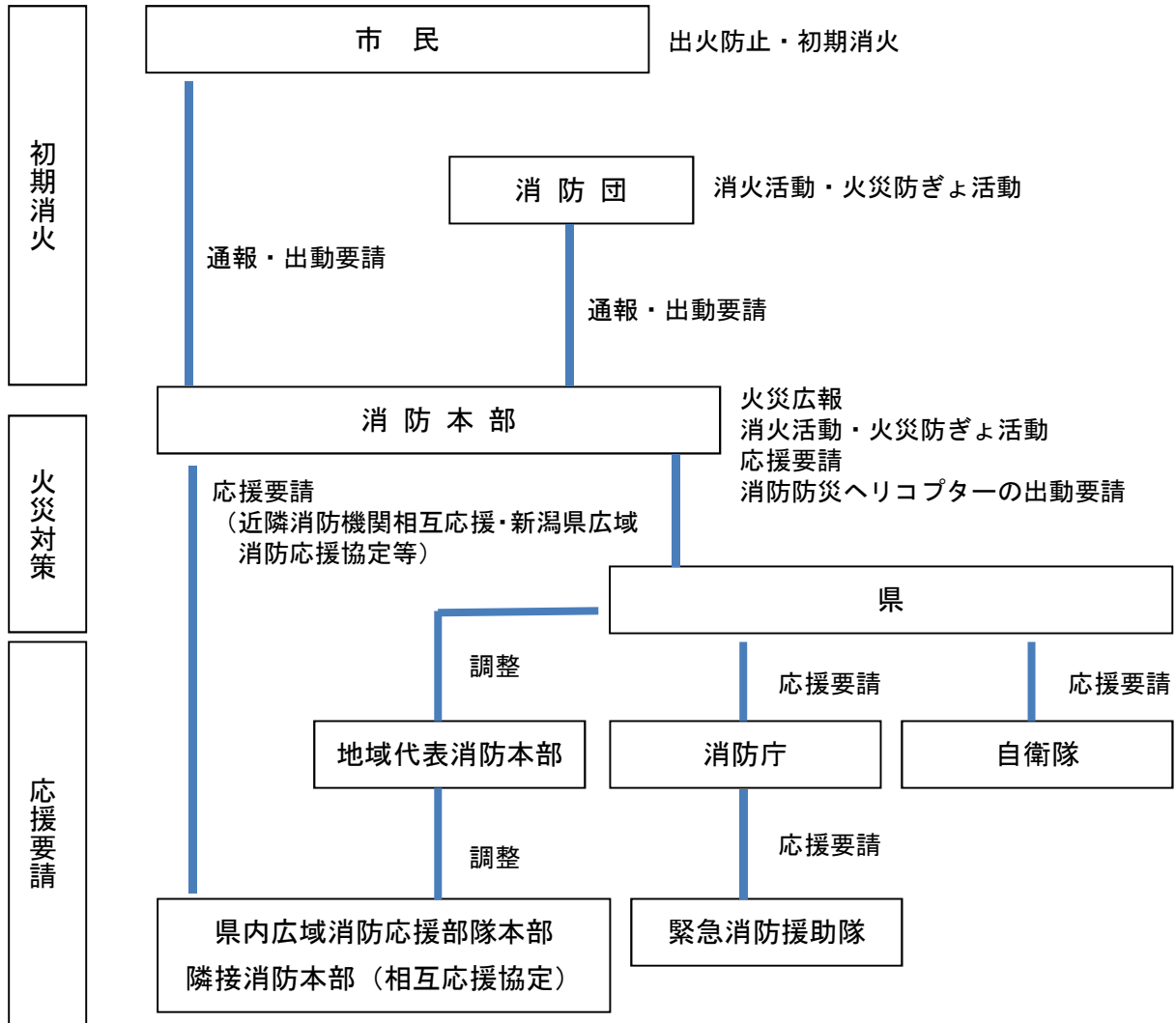
ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ



### 3 業務の体系



### 4 業務の内容

#### (1) 初期消火

実施主体	対策	協力依頼先
市民	<p>市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>(1)火気使用中にその場を離れるときは、必ずコンロ、暖房器具等の火を消す。</p> <p>(2)出火した場合は、近傍のものにも協力を求めて初期消火に努める。</p> <p>(3)消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>	消防署 消防団
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織は、自ら身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。</p>	消防署 消防団

<p>消防団</p>	<p>消防団は、消防団長の指揮の下、消防本部と連携して火災防ぎょ活動に当たる。</p> <p>ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。</p> <p>イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	<p>消防署</p>
------------	---	------------

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>消防本部</p>	<p>市消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>ア 消防本部の初動体制 消防本部は、119番通報等により、火災発生の通報を受けた場合は、迅速に消火活動隊を出動させるとともに、火災の発生を防災行政無線、安心メール等で広報を行い、消防団等の出動を要請する。</p> <p>イ 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>ウ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。</p> <p>エ 緊急車両等の通行路の確保 (7) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道</p>	<p>警察本部 道路管理者</p>

	<p>路管理者に対して道路啓開を要請する。</p> <p>(イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>オ 火災防ぎょ活動</p> <p>(ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。</p> <p>(イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>(ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>カ 消防水利の確保</p> <p>消防機関は、水道事業者と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。</p>	<p>水道事業者 応援協定団体</p>
<p>警察本部・警察署</p>	<p>警察本部等は、県警ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。</p> <p>ア 被害情報等の把握</p> <p>(ア) 県警ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。</p> <p>(イ) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>イ 緊急車両等の通行路の確保</p> <p>消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を</p>	

	<p>円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p> <p>ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。</p>	
県	<p>県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長の要請に応じて消防活動等を行う。</p>	警察本部
第九管区海上保安本部	<p>海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。</p>	消防本部

(3) 避難誘導活動  
風水害対策編第3章第9節「市民等避難計画」に準ずる。

(4) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに消防相互応援協定もしくは新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	隣接消防本部等 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
地域代表消防本部 （上越地域消防局）	<p>ア 地域代表消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、地域代表消防本部は、緊急消防</p>	県 県内消防本部



	<p>援助隊の応援要請についても県(災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課)と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、地域代表消防本部は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	
県	<p>ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、地域代表消防本部及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>オ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援を持っても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>新潟市消防局等県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊</p> <p>・ 空中消火用バケツト 依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県</p>
市	<p>市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援を持っても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	県